

数量公開用図書

設計日	令和7年4月

工事名称 北郊団地個別改善工事(その3)

工事場所 帯広市西14条南1丁目1番地

※注意事項

- ①本設計書は参考数量として取り扱い、数量の相違については、
各々の判断で入札価格に反映させてください。

設計説明書

1. 施工理由 本工事は、北郊団地個別改善工事(その3)を行うもの。
2. 工期 契約上の着工日から令和7年11月20日まで
3. 仕様書 別紙「特記仕様書」による。
4. 構造・規模 3号棟 鉄筋コンクリート造 地上5階 塔屋1階
延床面積 2,772.27㎡
建築面積 576.10㎡
5. 工事内容 1, 住戸内手摺設置、段差解消 3号棟
2, 住戸誘導支援システム 3号棟

計画概要

- (1) 施設名称 北郊団地 (R-3号棟)
- (2) 履行場所 帯広市西14条南1丁目1番地
- (3) 施設用途 市営住宅

(工事価格 _____)

(_____)

(_____)

工事費内訳

[illegible]

工事種別内訳

[illegible]

建築工事 種目別内訳

[illegible]

電気設備工事 種目別内訳

[illegible]

建築工事 科目別内訳

[illegible]

電気設備工事 科目別内訳

3号棟/住戸内

[illegible]

建築工事 中科目別内訳

[illegible]

電気設備工事 中科目別内訳

3号棟/住戸内

[illegible]

建築工事 細目別内訳

[illegible]

建築工事 細目別内訳

[illegible]

建築工事 細目別内訳

[illegible]

[illegible]

建築工事 細目別内訳

[illegible]

建築工事 細目別内訳

[illegible]

建築工事 細目別内訳

[illegible]

建築工事 細目別内訳

[illegible]

電気設備工事 細目別内訳

[illegible]

電気設備工事 細目別内訳

[illegible]

共通仮設費〔公共建築工事共通費積算基準(令和6年改定)〕

[illegible]

現場管理費〔公共建築工事共通費積算基準(令和6年改定)〕

[illegible]

一般管理費等〔公共建築工事共通費積算基準(令和6年改定)〕

[illegible]

北郊団地個別改善工事（その３）

特記仕様書

令和 7 年 4 月

帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課

● 共通事項特記仕様書

I 工事概要及び範囲

II 各 工 事

● 第 1 章 一般共通事項

○ 新営工事特記仕様書

- 第 2 章 仮 設 工 事
- 第 3 章 土 工 事
- 第 4 章 地 業 工 事
- 第 5 章 鉄 筋 工 事
- 第 6 章 コンクリート工事
- 第 7 章 鉄 骨 工 事
- 第 8 章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事
- 第 9 章 防 水 工 事
- 第 10 章 石 工 事
- 第 11 章 タイル工事
- 第 12 章 木 工 事
- 第 13 章 屋根工事及びとい工事
- 第 14 章 金 属 工 事
- 第 15 章 左 官 工 事
- 第 16 章 建 具 工 事
- 第 17 章 カーテンウォール
- 第 18 章 塗 装 工 事
- 第 19 章 内 装 工 事
- 第 20 章 ユニット及びその他工事
- 第 21 章 そ の 他

● 改修工事特記仕様書

- 第 2 章 仮 設 工 事
- 第 3 章 防水改修工事
- 第 4 章 外壁改修工事
- 第 5 章 建具改修工事
- 第 6 章 内装改修工事
- 第 7 章 塗装改修工事
- 第 8 章 耐震改修工事
- 第 9 章 環境配慮改修工事
- 第 10 章 屋 根 工 事
- 第 11 章 そ の 他

○ 建具工事特記仕様書

- 第 2 章 建 具 工 事

● 共通事項特記仕様書

I 工事概要及び範囲

II 各 工 事

● 第 1 章 一般共通事項

● 電気設備工事特記仕様書

● 工 事 概 要

● 電気設備共通事項

○ 電力設備工事

○ 発電設備工事

○ 通信・情報設備工事

○ 映像・音響設備工事

○ 構内配電線路設備・構内通信線路設備

○ 環境配慮改修工事

● 機器取り付け高さ

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 帯広市西14条南1丁目1番地

2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名 称	構造種別・階数	数 量	単 位	備 考
●	北郊団地(R-3号棟)	RC造・5階建	2,772.27	m2	30戸
○					
○					
○					

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ○ 有 ● 無

4. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期 契約上の着工日より 令和 年 月 日まで

5. 別 途 工 事

6. 施 工 区 分 (分離発注の場合のみ記入)

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項 目	工 種	建 築	電 気	暖 房	衛 生	備 考
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びバルブ等の充填			○	○	○	補強は建築
上記の補強		○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強		○				埋込電灯、スリッカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込			○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口		○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置			○			
設備機器用基礎		○	○	○	○	
バルコニー・ルーフドレン等 排水金物		○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ		○				接続は衛生
木製建具枠の取付け		○				建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠		○	○	○	○	
同上 防雪フード		○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板		○		○		
水道検針盤			○	○	○	
灯油集中盤への配線接続			○	○	○	

Ⅱ 各 工 事

1. 図面(閲覧用設計書を含む)、及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、 「公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版」、 「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。) 及び「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和4年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 - (1) 章は●印を、項目は▶印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は●印の付いたものを適用する。
 - ・●印の付かない場合は、*印をつけたものを適用する。
 - ・●印と(※)印が付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の有無 ○ 有 * 無
5. 石綿含有建材の事前調査
関係法令に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。
 - (1) 調査範囲に係る既存の設計図書の見直しをする。
 - (2) 調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。
なお、分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日付け基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日付け基発1222第17号)に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととする。
 - (3) 調査結果を監督員に報告する。
6. 関係法令等
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、適切に施工すること。
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という。)
 - ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という。)
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 石綿障害予防規則
 - ・ 特定化学物質障害予防規則
 - ・ 建築基準法
 - ・ 環境基本法
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 建設副産物適正処理推進要綱
 - (2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事等編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

7. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

- ① 工事工程表の作成については、工事担当員及び施設管理者と十分打合せを行う事。
- ② 資材等の搬入搬出は利用状況を確認し、さらに近隣の住民の安全を確認する事。
- ③ 資材置き場、仮設便所等の設置を敷地内に設置する場合は、その位置について監督員と協議すること。
- ④ 工事用車両は原則敷地内に駐車せず、近隣に適宜確保すること。
- ⑤ 工事日は入居者と調整の上、工事前に余裕をもって通知する事。
- ⑥ 工事期間中は、各住戸に住民が居住している為、安全を最優先で施工を行う事。
- ⑦ 住戸内の工事は作業場所及び通行する場所について原則適切に養生すること。
- ⑧ 住民の家具等を移動する場合は必ず住民の了承を得てから移動すること。

第 1 章 一般共通事項															
項 目	特 記 事 項														
▶ 1. 地元材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）														
▶ 2. 環境への配慮	受注者は本工事において、次の(1)から(4)を遵守すること。 (1) 化学物質を放散させる建築材料等（※ 1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次の7. から9. を満たすものとする。 7. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は監督員と協議すること。 4. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。 9. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。 ※ 1 化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤 (2) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するよう努めること。 (3) 工事中の留意事項 7. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。 4. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、監督員に速やかに報告するとともに、監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。 (4) 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。 【測定対象化学物質の種類及び指針値】 <table><tr><th>測定対象化学物質</th><th>厚生労働省の指針値（25℃の場合）</th></tr><tr><td>* ホルムアルデヒド</td><td>0.08ppm（100μg/m³）</td></tr><tr><td>* トルエン</td><td>0.07ppm（260μg/m³）</td></tr><tr><td>* キシレン</td><td>0.05ppm（200μg/m³）</td></tr><tr><td>* エチルベンゼン</td><td>0.085ppm（370μg/m³）</td></tr><tr><td>* スチレン</td><td>0.05ppm（220μg/m³）</td></tr><tr><td>○ パラジクロロベンゼン(学校施設)</td><td>0.04ppm（240μg/m³）</td></tr></table>	測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）	* ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m ³ ）	* トルエン	0.07ppm（260μg/m ³ ）	* キシレン	0.05ppm（200μg/m ³ ）	* エチルベンゼン	0.085ppm（370μg/m ³ ）	* スチレン	0.05ppm（220μg/m ³ ）	○ パラジクロロベンゼン(学校施設)	0.04ppm（240μg/m ³ ）
測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）														
* ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m ³ ）														
* トルエン	0.07ppm（260μg/m ³ ）														
* キシレン	0.05ppm（200μg/m ³ ）														
* エチルベンゼン	0.085ppm（370μg/m ³ ）														
* スチレン	0.05ppm（220μg/m ³ ）														
○ パラジクロロベンゼン(学校施設)	0.04ppm（240μg/m ³ ）														

	濃度測定 ○ 行う ● 行わない 測定箇所 () 箇所 ※測定する位置は、図示による。 測定回数 * 1回 ○ 2回 測定時期 ※ 測定を行う時期は、監督員の指示による。 測定方式 拡散法（パッシブ方式）又は厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。 分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。 (測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。)
▶ 3. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、地元（管内）木材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督員に報告すること。
▶ 4. 合法木材の使用	木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。
▶ 5. 特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
▶ 6. 品質計画	建築基準法に定められた区分等 ・ 風 速 ($V_o = 30 \text{ m/s}$) ・ 地表面粗度区分 (○ I ○ II ● III ○ IV) ・ 垂直積雪量 (130 cm)
▶ 7. 工事写真	工程写真及び完成写真は、帯広市営繕工事写真撮影要領による。
▶ 8. 技能士	(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により監督員に報告すること。 ただし、作業の軽微なものは、監督員との協議により省略することができる。 なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。 <職種> 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、畳製作 (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書、又は技能検定合格書の写し、或いは技能士手帳の写しを上記（1）の書面に添付すること。 (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等	受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。 (1) 労働者の安全衛生教育の徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールの励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。 (6) 公道の汚染防止に努めること。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、監督員と協議すること。
▶ 10. 交通安全管理	受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。 (1) 工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画すること。 なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜監督員に報告すること。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは、速やかに監督員に連絡した後、書面により報告すること。 (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5) 建設機械（フルターザー、バックホ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。
▶ 11. 工事完成時の提出図書等	工事が完成した時は、帯広市営繕工事現場管理要領により、書類を整理のうえ、イージーキャビネット（Ａ４版）に収納し提出すること。完成図の製本は専門業者によるものとする。 (1) 完成図 * 作成する ○ 作成しない ・ 縮小版製本（Ａ３二つ折り） ● ２部 ○ ３部 ・ １００％製本 ● １部 ・ 別途工事分完成図について ○ まとめる ● まとめない ・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF） CD-R等による提出 ・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し ・ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し (2) 保全に関する資料（提出部数 * １部 ○ ____部） (3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書） 各設備の機能が十分発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。 指導案内書 A4判カラーを標準 ２部（住宅営繕課１＋施設１） 同上データ CD-R等による １式 (4) その他、必要とする書類については、監督員の指示による。
▶ 12. 高度技術・創意工夫	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
▷ 13. 電力基本料金	本受電から引渡しまでの電力基本料金 * 本工事 ○ 別途

▶ 14. 発生材の処理等

発生材の処理等は、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を監督員に提示すること。

なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、監督員と協議をする。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）

4. 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを監督員に提出すること。

- (3) 特別管理型産業廃棄物

種 類		
処理方法		
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離	(km)
種 類		
処理方法		
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離	(km)

- (4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊	
場 所	受入先：	
	片道運搬距離	(km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊	
場 所	受入先：	
	片道運搬距離	(km)
種 類	建設発生木材	
場 所	受入先： タナベ	
	片道運搬距離	(6.7 km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処理区分	☐ 縮減 ☐ 現場で使用
場 所	受入先： 片道運搬距離 (km)

(6) その他の発生材

種 類	廃プラ
処理区分	☒ 中間処理 ☐ 最終処分
処分場所	受入先： (株)岩佐 片道運搬距離 (7.8 km)
種 類	
処理区分	☐ 中間処理 ☐ 最終処分
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)
種 類	
処理区分	☐ 中間処理 ☐ 最終処分
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車					
業 者 名	(	☐	☐	☐	☐
許可番号	x	x	x	x	x

(8)

「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面又は映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
(次表の一つでも該当するもの)

・ 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	500 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・ 再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

土 砂	500 m ³ 以上
コンクリート塊	合計
アスファルト・コンクリート塊	200 t 以上
建設発生木材	

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査計画

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。

(7.1.3)

なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。

▷ 16. 特殊な建設副産物の回収及び処分

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

イ. 分析調査

○ 行う ○ 行わない

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。

(7.3.1)

(1) フロン

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録受けた回収業者。

処理区分	* 回収
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

イ. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(3) イオン化式感知器

製造業者に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス

製造業者に回収を委託。

種類	○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(5) P F O S (ペルフルオロ (オクタンー 1ースルホン酸))

種類	○ 泡消火剤 ○ その他 ()
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)
	【 】 (総合) 振興局管内
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

▶ 17. 北海道循環資源利用促進税	本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
▷ 18. 自主施工期間の施工条件	自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。 ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を監督員と十分協議の上、施工するものとする。 <工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事
▶ 19. 季節労働者などの雇用	工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。
▶ 20. 火災保険等	工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に参加するものとし、取扱いは次による。 (1) 付保する保険 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。 なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。 (2) 保険金 原則として請負代金額とする。 (3) 保険の期間 保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。 工事着手日 ～ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。 完成引渡し ～ 工期に14日追加した日とする。 (4) 対象外工事 次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。 (7) 解体、撤去、分解又は片づけ工事 (1) 外構工事 (5) 保険契約の変更 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。 (6) 保険証券等の提出 保険契約を締結（変更を含む）した場合は、当該保険証券等の写しを工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。 (7) 協議 この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。
▶ 21. 法定外の労災保険の付保	本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。 (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約をいう。

	(2) 受注者は、本工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。 (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。 (4) 契約書第23条に基づき本工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を監督員へ提出しなければならない。 (5) 本工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。
▶ 22. 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用	労働安全衛生法令で定める墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業については、墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用すること。
▶ 23. 現場環境改善	魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。
▷ 24. 快適トイレの設置	本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。 (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。 (2) 快適トイレとは、次の7. 及び4. の各項目を全て満たすものとする。ウについては必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。 7. 快適トイレに求める標準仕様 (ア) 洋式（洋風）便器 (イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む） (ウ) 臭い逆流防止機能（フラPPER機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること） (エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの） (オ) 照明設備（電源がなくても良いもの） (カ) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上） 4. 快適トイレとして活用するために備える付属品 (ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (イ) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (ウ) サニタリーボックス (エ) 鏡付きの洗面台 (オ) 便座除菌シート等の衛生用品 ウ. 推奨する仕様、付属品 (ア) 便房内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上） (イ) 擬音装置 (ウ) 着替え台 (エ) フラPPER機能の多重化 (オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (カ) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

	(3) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意すること。 7. 男女別で1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で1基ずつ2基／現場まで、一体型で1基／現場までとする。 4. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。 ウ. 手配が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置しないことができる。 工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。 受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示すること。 006 工 事 名 工 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 発 注 者 帯 広 市 監 理 帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課 受 注 者 1,800 注1 黒文字・丸ゴシック カラー鉄板（白）タルキ下地
▶ 25. 建設業退職金共済制度	
▶ 26. 工事標識	
▶ 27. 工事实績情報の登録	受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない（ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。）。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）
▶ 28. 施工体制台帳の整備	建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督員に提出しなければならない。また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示すること。
▶ 29. 共同企業体編成表の提出	本工事を共同企業体で受注した場合は、契約締結後5日以内に共同企業体編成表作成のうえ監督員に提出しなければならない。
▶ 30. 完成施設事後調査実施	帯広市工事請負契約に定める「契約不適合責任」期間内に、完成施設事後調査実施方針に基づき下記調査を行う。 ○ 一次調査 ※ 一次調査及び二次調査
▶ 31. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。 また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。 (2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を監督員に報告しなければならない。 (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、監督員と協議するものとする。

▶ 32. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応

受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。

▶ 33. 週休2日工事

(1) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、当初予定価格は月単位の週休2日以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。

(2) 受注者は、月単位の週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日による施工を行うこととする。

なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工に努めること。

(3) 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上（現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態）の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

通期の週休2日とは、対象期間の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

契約後、週休2日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

(4) 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

(5) 週休2日の確保の取組みは、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

(6) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ・ 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
- ・ 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。

(7) 発注者が必要に応じ週休2日の実施状況の聞き取り等を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(8) 受注者が月単位の週休2日による施工を希望しない場合又は現場閉所の達成状況の結果、月単位の週休2日に満たない場合は、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正について、通期の週休2日の補正係数に設計変更するものとし、通期の週休2日に満たないものは、補正係数を乗じない。

● 第 2 章 仮 設 工 事																																
記載のない限り1.1.1等の3つの数字は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の章・節・項を示す																																
項 目	特 記 事 項																															
▷ 1. 騒音・粉じん等の対策	(1) 防音パネル (2.1.3) ○ 設ける（設置範囲：図示） * 設けない (2) 防音シート ○ 設ける（設置範囲：図示） * 設けない																															
▷ 2. 足場等	(1) 内部足場： ○ 脚立足場 ○ 枠組棚足場 (2.2.1) ○ ローリングタワー (2) 外部足場： ○ 設置する 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月策定）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 (3) 災害防止 (2.2.1) ○ ネット状養生シート（ ○ 防災Ⅰ類 ○ 防災Ⅱ類） ○ 養生防護棚（ ○ 金網張 ○ 金網式養生柵 ） ○ 養生シート（ ○ 防災Ⅰ類 ○ 防災Ⅱ類） (4) 材料、撤去材等の運搬方法 (表2.2.1) ○ A種（二本構りフト等） ○ B種（トラッククレーン等） ○ C種（既存E V利用） ○ D種（既存階段） ○ E種（登り桟橋等）																															
▶ 3. 養生	(1) 既存部分・既存家具・既存設備等の養生： (2.3.1) * 行わない ● 行う 養生方法 * ビニルシート ○ _____ (2) 既存ブラインド、カーテン等の養生及び保管場所等 * 行わない ○ 行う 養生の方法 * ビニルシート ○ _____ 保管場所 _____ (3) 固定された備品、机・ロッカー等の移動： * 行わない ○ 行う 移動場所 _____																															
▷ 4. 仮設間仕切り等	(1) 仮設間仕切り等の種別 (2.3.2 表2.3.1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下 地</th> <th>材 質</th> <th>充填材</th> <th>塗 装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ A種</td> <td>○ 木下地</td> <td>* せっこうボード（*9.5 ○ ）</td> <td>厚さ mm</td> <td>○ 片面</td> </tr> <tr> <td>○ B種</td> <td>* 軽量鉄骨</td> <td>○ 合板（*9.0 ○ ）</td> <td>—</td> <td>* 無し</td> </tr> <tr> <td>* C種</td> <td>○ 単管下地</td> <td>○ 全面シート</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設扉</td> <td>* 木製扉</td> <td>* 合板張り程度</td> <td>—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>○ 鋼製扉</td> <td>○ 片面フラッシュ程度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> (2) 設置箇所：図示				種別	下 地	材 質	充填材	塗 装	○ A種	○ 木下地	* せっこうボード（*9.5 ○ ）	厚さ mm	○ 片面	○ B種	* 軽量鉄骨	○ 合板（*9.0 ○ ）	—	* 無し	* C種	○ 単管下地	○ 全面シート	—	—	仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	—	—	○ 鋼製扉	○ 片面フラッシュ程度	—
種別	下 地	材 質	充填材	塗 装																												
○ A種	○ 木下地	* せっこうボード（*9.5 ○ ）	厚さ mm	○ 片面																												
○ B種	* 軽量鉄骨	○ 合板（*9.0 ○ ）	—	* 無し																												
* C種	○ 単管下地	○ 全面シート	—	—																												
仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	—	—																												
	○ 鋼製扉	○ 片面フラッシュ程度	—																													
▶ 5. 監督員事務所及び備品等	(1) 監督員事務所 (2.4.1) ○ 設ける * 設けない （ * 10㎡ ○ 20㎡ ○ 35㎡ ○ 65㎡ ○ 100㎡ ）程度 (2) 設備、備品等は監督員との協議による。																															
▶ 6. 工事用便所	* 設ける ○ 設けない																															
▶ 7. 工事用水	構内既存の施設 ○ 利用できる（ * 有償 ○ 無償） * 利用できない																															
▶ 8. 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる（ * 有償 ○ 無償） * 利用できない																															

▷ 9. 指定仮設	* 仮設計画図による。							
▷ 10. 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。 なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。 配置位置：図示 警備員詰所：（ ○ 設ける * 設けない ） 表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分							
	<table border="1"> <tr> <th>工事現場の出入り口を設ける道路（路線）</th><th>交通誘導警備員区分</th></tr> <tr> <td>市街地（DID）内の路線</td><td rowspan="2">交通誘導警備員A</td></tr> <tr> <td>北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線</td></tr> <tr> <td>上記以外の路線</td><td>交通誘導警備員B</td></tr> </table>	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分	市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	上記以外の路線	交通誘導警備員B
工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分							
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A							
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線								
上記以外の路線	交通誘導警備員B							
▶ 11. 清掃員	市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。 交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、監督員と協議すること。 建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。							

○	第 3 章	防水改修工事
---	-------	--------

○	第 4 章	外壁改修工事
---	-------	--------

●	第 5 章	建具改修工事
---	-------	--------

項 目	特 記 事 項			
▶ 1. 改修工法 ※図示	(1) ○ かぶせ工法 ○ 撤去工法 (5. 1. 3) ※ 両方適用の場合の区分は、図示			
	(2) 新規に建具を設置する場合 (5. 1. 3) 壁部分の開口の開け方、新規建具周囲の補修工法並びに範囲 * 図示			
▷ 2. 防火戸	(1) 防火戸の指定： (5. 1. 4) ○ 適用する 適用箇所（ * 建具表による ○ _____ ） ○ 適用しない			
	(2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動： (5. 1. 4) * 建具表による ○ _____			
▷ 3. 見本の製作等	(1) 建具見本の製作： * 行わない (5. 1. 5) ○ 行う（建具表により指定する。）			
	(2) 特殊な建具の仮組： * 行わない (5. 1. 5) ○ 行う（建具表により指定する。）			
▷ 4. 取付け調整等	(1) ブラインドボックス等の再使用 * 行わない (5. 1. 6) ○ 行う（建具表により指定する。）			
	(2) 防犯建物部品： * 適用する (5. 1. 7) ○ 適用しない			
▷ 5. アルミニウム製建具	(1) 外部に面するアルミニウム製建具の性能等級等 (5. 2. 2) (表5. 2. 1)			
	種 別	* A種	○ B種	○ C種
	枠の見込寸法（mm）	* 70（注） ○ 100	* 70（注） ○ 100	○

▷ 6. 樹脂製建具

耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6
気 密 性	A-3		A-4
水 密 性	W-4		W-5

(注) 形式が引違い・片引き・上げ下げ窓で複層ガラスを使用する場合のA種、B種の枠の見込みは100mmとする。

- (2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 * 図示
 (3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 * 図示
 (4) 外部に面するアルミニウム製建具の断熱性能による等級

(標準仕様書16.2.2)

種 類	枠見込寸法(mm)	断熱性能による等級
引き違い	○ 70	○
引き違い	○ 100	○
開 き	○ 70	○
開 き	○ 100	○
F I X	○ 70	○
	○ 100	

- (5) アルミニウム製建具の表面処理 (5.2.4 表5.2.2)

建 具 部 位	種 別
外部に面する建具	種別: * BB-1種 ○ BB-2種 ○ 色: ○ ブラウン系 ○ ブラック ○ (* 標準色 ○ 特注色)
屋内の建具	種別: * BC-1種 ○ BC-2種 色: ○ ブラウン系 ○ ブラック ○ ステンカラー (* 標準色 ○ 特注色)

- (6) 結露水の処理方法 * 図示 ○ _____ (5.2.4)
 (7) 水切り板、ぜん板等の加工組立 (5.2.5)
 * 図示 ○ _____
 (8) 網戸等を設置する場合の防虫網の材質 (5.2.3)
 ○ ガラス繊維入り合成樹脂製
 * 合成樹脂製 ○ ステンレス (SUS316)
 (9) 線径 * 0.25mm以上 ○ _____ mm以上
 (10) 網目 * 16~18メッシュ ○ _____ メッシュ

- (1) 外部に面する樹脂製建具の性能等級等 (5.3.2) (表5.3.1)

種 別	○ A種	○ B種	○ C種
枠の見込み寸法(mm)	* 建具表による ○	* 建具表による ○	* 建具表による ○
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6
気 密 性	A-4		
水 密 性	W-4	W-5	

- (2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (5.3.2)
 ○ T-1 ○ T-2

- (3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 (5.3.2) (表5.3.2)

- * 外部に面する樹脂製建具の断熱性の等級
 ○ 適用する (○ H-4 ○ H-5 ○ H-6
 ○ H-7 ○ H-8)
 ○ 適用しない
 ○ _____

- (4) ガラス: * 複層ガラス ○ 単板ガラス ○ 三重ガラス (5.3.3)
 (5) 表面色 ○ 標準色 (白) ○ 特注色 _____ (5.3.4)
 (6) 水切り板、ぜん板等の加工組立 (5.3.5) (5.2.5)
 * 図示 ○ _____
 (7) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級 (5.3.2)
 ○ N-1 ○ N-2 ○ N-3

▷

7. 鋼製建具

(1) 簡易気密型ドアセット (5. 4. 2) (表5. 4. 1)
○ 適用する ○ 適用しない

(2) 耐風圧性 (外部) (5. 4. 2) (表5. 2. 1)
○ S-4 ○ S-5 ○ S-6

(3) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (5. 4. 2) (5. 2. 2)
* 図示

(4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 (5. 4. 2) (5. 2. 2)
* 図示

(5) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 (5. 4. 2)
* 図示

(6) 鋼板類の厚さ * 表5. 4. 2による (5. 4. 4)
○ 図面による

▷

8. 鋼製軽量建具

(1) 簡易気密型ドアセット (5. 5. 2)
○ 適用する (A-3) ○ 適用しない

(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (5. 5. 2) (5. 2. 2)
* 図示

(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 (5. 5. 2) (5. 2. 2)
* 図示

(4) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 (5. 5. 2)
* 図示

(5) 召合せ、縦小口包み板等の材質 (5. 5. 3)
○ ステンレス鋼板 * 鋼板 ○ アルミニウム合金

(6) 鋼板類の厚さ * 表5. 5. 1による ○ 図面による (5. 5. 4)

▷

9. ステンレス製建具

(1) 性能値等 (建具符号は建具表による)
耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級
* 建具表による ○

(2) 耐風圧性 (外部) ○ S-4 ○ S-5 ○ S-6

(3) ステンレス鋼板 (5. 6. 3)
* SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 ○

(4) 表面仕上げ * HL ○ 鏡面 (5. 6. 4)

(5) 曲げ加工 * 普通曲げ ○ 角出し曲げ (5. 6. 5)

▷

10. 木製建具

(1) 建具材の含水率の種類 (5. 7. 2)
* A種 ○ B種

(2) フラッシュ戸の表面材の合板の種類 (5. 7. 2) (表5. 7. 1)

合板の種類	表面材の品質等
○ 普通合板	接着の程度 * 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○ 板面の品質 * 広葉樹1等 ○
○ 天然木化粧合板	接着の程度 * 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○
○ 特殊加工化粧合板	接着の程度 * 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○
○ ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)	表裏面の状態による区: () 曲げ強さによる区分 () 接着剤による区分 () 難燃性による区分 ()

(3) 工法 (5. 7. 4)

7. かまち戸の材料 * 標準仕様書16. 7. 2 表16. 7. 2による。
○ 図面による

イ. ふすまの材料、枠及びびくつずりの材料は図面による

ウ. かまち戸、ふすま、戸ぶすま、紙張り障子の見込み寸法
* 表5. 7. 7による
○ 図面による

エ. ふすまの縁の仕上げ: 表5. 7. 10による (5. 7. 4)

▷ 11. 建具用金物	(1) 材質、形状及び寸法 (5. 8. 2) (表5. 8. 1) 7. 金物の種類及び見え掛り部の材質： * 建具表による ※ 建具表で指示のない建具金物は、表5. 8. 1による。 4. 金属製建具及び樹脂製建具に使用する丁番： * 表5. 8. 2～3による ○ _____ (2) 取付け施工 (5. 8. 3) 取っ手類の取付け高さ(床仕上げ面からの高さ) * 建具表による ○ 建具製造所の仕様による (3) マスターキー (5. 8. 4) ○ 製作する * 製作しない ○ 既存のマスターキーに合わせる (4) 鍵 * 3本1組 ○ _____ (5. 8. 4) (5) 鍵箱 ○ 無し ○ 有り (5. 8. 4)
▷ 12. 自動ドア開閉装置	(1) 引き戸用駆動装置の性能 (5. 9. 2) ○ SSLD-1 ○ SSLD-2 ○ DSLD-1 ○ DSLD-2 防錆の適用 ○ 適用する ○ 適用しない (2) 車椅子使用者用便所出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能 (5. 9. 2) * 表5. 9. 2による ○ 図示 防錆の適用 ○ 適用する ○ 適用しない (3) 引き戸用検出装置の性能 (5. 9. 2) * 表5. 9. 3による ○ 図示 防錆の適用 ○ 適用する ○ 適用しない (4) 戸の開閉方式は、建具表による。 (5. 9. 2) (5) 引き戸用検出装置の種類 (5. 9. 2) * 光線(反射)センサー ○ 熱線センサー ○ その他 _____ (6) 凍結防止措置 (5. 9. 2) * 行う(適用箇所は建具表による) ○ 行わない
▷ 13. 自閉式上吊り引戸装置	(1) 性能等 (5. 10. 3) * 表5. 10. 1による ○ _____
▷ 14. 重量シャッター	(1) シャッターの種類 (5. 11. 2) ○ 管理用シャッター ○ 外壁用防火シャッター ○ 屋内用防火シャッター ○ 防煙シャッター (2) 耐風圧強度 (5. 11. 2) 管理用シャッター _____ Pa 外壁用防火シャッター _____ Pa (3) 開閉方式 (5. 11. 2 表5. 11. 1) * 電動式(手動併用) ○ 手動式 (4) 安全装置 (5. 11. 2) 7. 急降下制動装置等の設置 設置箇所 * 図示 4. 障害物感知装置の設置 設置箇所 * 図示 5. 煙感知器連動機構若しくは熱感知器連動機構又は手動閉鎖装置により閉鎖する屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターに設ける装置 * 危害防止装置

○ 可動座板式

※ 危害防止装置又は可動座板式は「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(昭和48年12月28日 建設省告示第2563号)に定める基準に適合するもの

設置個所 * 図示

(5) シャッターケース (管理用シャッター) (5. 11. 2)

○ 設ける ○ 設けない

(6) 注意喚起装置

○ 音声発生装置 ○ 注意灯の設置

○ シャッターへの危険表示 ○ シャッターの下降位置の表示

(7) 吹雪止め 吹き込み防止用サイドシール (3 方) を設ける

(8) 鋼板の種類及びめっきの付着量 (5. 11. 3)

種類 ○ JIS G 3302 ○ JIS G 3312

付着量 * Z12又はF12 ○

▷ 15. 軽量シャッター

(1) 開閉形式による種類 * 手動式 (5. 12. 2) (表5. 12. 1)

○ 電動式 (手動併用)

(2) 耐風圧強度: Pa (5. 12. 2)

(3) スラットの材質の種類 (5. 11. 3)

○ JIS G 3312 めっき付着量 * Z06又はF06 ○

○ JIS G 3322 めっき付着量 * AZ90 ○

(4) スラットの種類 ○ インターロッキング形 (5. 12. 4)

○ オーバーラッピング形

▷ 16. オーバーヘッドドア

(5. 13. 1~5)

セクション材料による区分	耐風圧区分 (Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールに使用する材料
* スチールタイプ	○ 125	* バランス式	○ スタンダード形	○ 溶融亜鉛めっき鋼板
○ アルミニウムタイプ	○ 100	○ チェーン式	○ ローヘッド形	
○ ファイバーグラストタイプ	○ 75	○ 電動式	○ ハイリフト形	○ ステンレス鋼板
○	○ 50		○ パーチカル形	

▷ 17. ガラス

(1) ガラスの種類及び厚さは建具表による。 (5. 14. 2)

(2) ガラス留め材 (防火戸以外)

該当	建具の種類	材 種
○	アルミニウム製建具	* シーリング材 ○ 建築用ガスケット
○	鋼 製 建 具	* シーリング材
○	ステンレス製建具	* シーリング材
○	鋼製軽量建具	* シーリング材
○	木 製 建 具	* 押縁
○	樹脂製建具	* 建築用ガスケット

(3) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ (5. 14. 3)

* 建具の製造所の仕様による ○ 図面による

▷ 18. ガラスブロック積み

(1) 表面形状 * 図面による (5. 14. 5)

呼び寸法 * 図面による

厚 さ * 図面による

(2) 壁用金属枠、補強材: 図面による (5. 14. 5)

(3) 力骨の材質、寸法、形状 (5. 14. 5)

* ステンレス鋼 (SUS304)、径5. 5mmはしご形状複筋及び単筋

○ 図面による

(4) 化粧目地モルタル 色 (5. 14. 5)

(5) シーリングの種類 * 図面による (5. 14. 5)

(6) 金属製化粧カバーの材質、寸法、形状 (5. 14. 5)

* 図面による

(7) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 (5. 14. 5)

* 適用する

○ 適用しない

(8) ガラスブロックの目地幅の寸法: (5. 14. 5)

7. 平積み * 8mm以上15mm以下 ○

4. 曲面積み * 曲率半径をガラスブロックの幅寸法の10倍以上とし、外側15mm以下、内側6mm以上

○

(9) 伸縮調整目地の位置: (5. 14. 5)

* 幅6mm以下ごとに10~25mm ○ 図示

(10) 目地部の力骨の補強方法: (5. 14. 5)

* ガラスブロック製作所の仕様 ○ 図示

23 / 49

建築改修特記仕様書

● 第 6 章 内装改修工事

項 目	特 記 事 項																																																																																				
▶ 1. 他の部位との取合い等	(6.1.3) (1) 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲 * 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ● 図示 (2) 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 * 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ● 適用しない (3) 既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 (6.1.3) * 既存のまま ● 適用しない																																																																																				
▷ 2. 既存床の撤去及び下地補修	(1) 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ○ 図示 (6.2.2) (2) 合成樹脂塗床材の除去等 ○ 機械的除去工法 (6.2.2) ○ 目荒し工法 (3) 改修後の床の清掃範囲： ○ 改修端部より1m程度 (6.2.2) ○ 図示																																																																																				
▷ 3. 既存壁の撤去及び下地補修	(1) 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 * モルタル塗替え工法 (4.3.10) のモルタル塗り (6.3.2) ○																																																																																				
▶ 4. 木下地等	(1) 木材の含水率 (6.5.2) (表6.5.1) 7. <table><tr><th>部位</th><th colspan="2">種 別</th></tr><tr><td>下地材</td><td>* A種 (15%以下)</td><td>○ B種 (20%以下)</td></tr><tr><td>造作材</td><td>* A種 (15%以下)</td><td>○ B種 (18%以下)</td></tr></table> 4. ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ (2) 製材 (6.5.2) 7. JAS 1083-5による下地用製材 <table><tr><th>施工箇所</th><th>等級</th><th>寸法(mm)</th><th>保存処理</th><th>含水率</th></tr><tr><td></td><td>* 2級 ○</td><td></td><td></td><td>* A種 ○ B種</td></tr><tr><td></td><td>* 2級 ○</td><td></td><td></td><td>* A種 ○ B種</td></tr><tr><td></td><td>* 2級 ○</td><td></td><td></td><td>* A種 ○ B種</td></tr></table> 4. JAS 1083-2による造作用製材 <table><tr><th>施工箇所</th><th>等級</th><th>寸法(mm)</th><th>保存処理</th><th>含水率</th></tr><tr><td>見え掛り面</td><td>* 上小節 ○</td><td></td><td></td><td>* A種 ○ B種</td></tr><tr><td>見え掛り面以外</td><td>○ 上小節 * 小節</td><td></td><td></td><td>* A種 ○ B種</td></tr></table> 5. JAS 1083-6による広葉樹製材 <table><tr><th>施工箇所</th><th>等級</th><th>寸法(mm)</th><th>保存処理</th><th>含水率</th></tr><tr><td></td><td>* 1等 ○</td><td></td><td></td><td>* 10%以下</td></tr><tr><td></td><td>* 1等 ○</td><td></td><td></td><td>* 10%以下</td></tr><tr><td></td><td>* 1等 ○</td><td></td><td></td><td>* 10%以下</td></tr></table> エ. JAS 1083 (製材) 以外の製材 (6.5.2) (表6.5.2) <table><tr><th>施工箇所</th><th>寸法(mm)</th><th>材面の品質</th><th>防虫処理</th><th>含水率</th></tr><tr><td></td><td></td><td>* A種 ○ B種</td><td>○ 適用する ○ 適用しない</td><td>* A種 ○ B種</td></tr><tr><td></td><td></td><td>* A種 ○ B種</td><td>○ 適用する ○ 適用しない</td><td>* A種 ○ B種</td></tr><tr><td></td><td></td><td>* A種 ○ B種</td><td>○ 適用する ○ 適用しない</td><td>* A種 ○ B種</td></tr></table> (3) JAS乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷証明書を、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。	部位	種 別		下地材	* A種 (15%以下)	○ B種 (20%以下)	造作材	* A種 (15%以下)	○ B種 (18%以下)	施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理	含水率		* 2級 ○			* A種 ○ B種		* 2級 ○			* A種 ○ B種		* 2級 ○			* A種 ○ B種	施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理	含水率	見え掛り面	* 上小節 ○			* A種 ○ B種	見え掛り面以外	○ 上小節 * 小節			* A種 ○ B種	施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理	含水率		* 1等 ○			* 10%以下		* 1等 ○			* 10%以下		* 1等 ○			* 10%以下	施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	含水率			* A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	* A種 ○ B種			* A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	* A種 ○ B種			* A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	* A種 ○ B種
部位	種 別																																																																																				
下地材	* A種 (15%以下)	○ B種 (20%以下)																																																																																			
造作材	* A種 (15%以下)	○ B種 (18%以下)																																																																																			
施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理	含水率																																																																																	
	* 2級 ○			* A種 ○ B種																																																																																	
	* 2級 ○			* A種 ○ B種																																																																																	
	* 2級 ○			* A種 ○ B種																																																																																	
施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理	含水率																																																																																	
見え掛り面	* 上小節 ○			* A種 ○ B種																																																																																	
見え掛り面以外	○ 上小節 * 小節			* A種 ○ B種																																																																																	
施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理	含水率																																																																																	
	* 1等 ○			* 10%以下																																																																																	
	* 1等 ○			* 10%以下																																																																																	
	* 1等 ○			* 10%以下																																																																																	
施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	含水率																																																																																	
		* A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	* A種 ○ B種																																																																																	
		* A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	* A種 ○ B種																																																																																	
		* A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	* A種 ○ B種																																																																																	

(4) カラマツの使用範囲は、束・母屋・土台・大引きとする。

(5) 造作用集成材等

(6.5.2)

7. 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材等

施工箇所	品名	樹種	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質
手摺下地	下地用集成材	マツ・トド	1 面	図示	* 1等 ○ 2等
敷居	敷居	マツ・トド	1 面	図示	* 1等 ○ 2等
			面		* 1等 ○ 2等

イ. 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	厚さ(mm)	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質
		化粧薄板:		面		* 1等 ○ 2等
		芯材:		面		* 1等 ○ 2等
		化粧薄板:		面		* 1等 ○ 2等
		芯材:		面		* 1等 ○ 2等
		化粧薄板:		面		* 1等 ○ 2等
		芯材:		面		* 1等 ○ 2等

ウ. 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材等

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率
			* 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○
			* 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○
			* 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○

エ. 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板:			* 1等 ○ 2等	* 15%以下
	芯材:			* 1等 ○ 2等	○
	化粧薄板:			* 1等 ○ 2等	* 15%以下
	芯材:			* 1等 ○ 2等	○
	化粧薄板:			* 1等 ○ 2等	* 15%以下
	芯材:			* 1等 ○ 2等	○

(6) 造作用単板積層材

(6.5.2)

7. JAS 0701の造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質 (化粧加工)	防虫処理
			○ 有り 加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ○ 無し (等級:)	○ 適用する ○ 適用しない
			○ 有り 加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ○ 無し (等級:)	○ 適用する ○ 適用しない

イ. JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質 (化粧加工)	含水率	防虫処理
		○ 有り 加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ○ 無し ()	* 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない
		○ 有り 加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ○ 無し ()	* 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない

ウ. JAS 3079による直交集成板

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	強度等級	種別	接着性能
	○ 異等級構成 ○ 同一等級構成	○ ○	○ ○	○ ○	○ A種 ○ B種	○ B ○ C
	○ 異等級構成 ○ 同一等級構成	○ ○	○ ○	○ ○	○ A種 ○ B種	○ B ○ C

(7) 合板等

(6.5.2)

7. 「合板の日本農林規格」による普通合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
		* 5.5 ○		* 1類 ○ 2類	広葉樹 * 2等 ○ 1等 針葉樹	○ 適用する ○ 適用

					* C-D ○	しない
		* 5.5 ○		* 1類 ○ 2類	広葉樹 * 2等 ○ 1等 針葉樹 * C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない

イ. 「合板の日本農林規格」による構造用合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	保存処理	板面の品質	等級	接着の程度	防虫処理	強度等級
		* 12.0 ○	○ ○	○ ○	* C-D ○	* 2級 ○ 1級	○ 特類 * 1類	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する () ○ 適用しない
		* 12.0 ○		○ ○	* C-D ○	* 2級 ○ 1級	○ 特類 * 1類	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する () ○ 適用しない

ウ. 「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
		○ 12.0 ○	○	○ 特類 * 1類	○ 適用する ○ 適用しない
		○ 12.0 ○		○ 特類 * 1類	○ 適用する ○ 適用しない

エ. 「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
	○	○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない
	○		○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない

オ. 「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	化粧加工の方法	接着の程度	防虫処理
		○	○	○ オバーレイ ○ プリント ○ 塗装等 ○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない
		○	○	○ オバーレイ ○ プリント ○ 塗装等 ○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない

カ. JIS A 5908によるパーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)
		* 13タイプ ○	○ MR1 (M) ○ MR2 (P)	○	* 15 ○
		* 13タイプ ○	○ MR1 (M) ○ MR2 (P)	○	* 15 ○

キ. JAS 0360による構造用パネル

施工箇所	品名	寸法 (mm)

ク. JIS A 5905によるミディアムデンシティファイバーボード (MDF) (6.5.2)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)
		○	○	○	○
		○	○	○	○

(8) 接合具等 (6.5.3)

7. 釘等

造作材の化粧面の釘打ち * 隠し釘打ち ○ _____

4. 諸金物 (6.5.3)

形状、寸法及び材質 * 表6.5.3～表6.5.5による ○ 図示

ウ. 接着剤 (6.5.3)

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○

(9) 木れんがの接着工法に使用する接着剤 (6.5.4)

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____

(10) 防腐・防蟻・防虫処理 (6.5.5)

7. 表面処理用防腐剤は監督員の承諾するものとする。

4. 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材

適用部位 ()

ウ. 薬剤の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分		
	○ K 2	○ K 3	○ K 4
	○ K 2	○ K 3	○ K 4

エ. 附属書 A（規定）に基づく表面処理用木材保存剤による処理

適用	薬剤の種類	適用部材
○ 適用する		
○ 適用しない		
○ 適用する		
○ 適用しない		

オ. 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法
	* 薬剤の製造所の仕様による ○
	* 薬剤の製造所の仕様による ○

カ. 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理

適用部位 () ○

キ. 合板等の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理

適用部位 ()

保存処理の性能区分 * K 3 ○

ク. 防虫処理

適用部位 ()

保存処理の性能区分 ○ K 1 ○

(11) 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組 (6.5.6)

間仕切軸組に用いる木材

○ 杉 ○ 松 ○

床組に用いる木材

○ 杉 ○ 松 ○

※ 土間スラブ等の場合の土台、転ばし大引き等は「ひのき」又は6.5.5による保存処理木材とする

(12) 窓、出入口その他 (6.5.7)

窓、出入口その他に用いる木材

適用部位 吊元枠、水掛りの下枠及び敷居 * ひのき ○

その他 ○ 松 ○ 杉

(13) 床板張り (6.5.8)

縁甲板及び上がりがまちに用いる木材

○ ひのき ○

(14) 壁及び天井下地 (6.5.9)

壁及び天井下地に用いる木材

○ 杉 ○ 松 ○

▷ 5. 軽量鉄骨天井下地

(1) 材料

7. 野縁等の種類 (6.6.2 表6.6.1)

施工部位	野縁等の種類
屋内	* 1 9 形
	○ 2 5 形
屋外	○ 1 9 形
	* 2 5 形

(2) 形式及び寸法 (6.6.3) (表6.6.2)

7. 野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔

屋内	* 900mm程度 周辺部の端から150mm以内
屋外	○

4. 野縁の間隔

屋内	* 表6.6.2による
屋外	○

(3) 工法

7. 既存の埋込みインサートを使用する場合

つりボルトの引張試験

箇所数	確認する強度
* 3 箇所(当該階)	* 4 0 0 N 程度
○	○

4. あと施工アンカーの施工後の確認

○ 実施する(引張試験) * 6.6.4(1)(ウ)による

▷ 6. 輕量鉄骨壁下地

- ▷ 7. ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

- | 施工部位 | スタッドの高さ
による区分 | 種類 |
|------|------------------|----------|
| | 高さ2.7m以下 | * 50形 ○ |
| | 高さ4.0m以下 | * 65形 ○ |
| | 高さ4.0m超～4.5m以下 | * 90形 ○ |
| | 高さ4.5m超～5.0m以下 | * 100形 ○ |

- * 6.7.4による ○ 図示

7. ビニル床シート (JIS A 5705)

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ(mm)	工法
	* FS	○ マフール	* 2.0	○ 突付け
	○	○ プレーン	○ 2.5	* 熱溶接
	* FS	○ マフール	* 2.0	○ 突付け
	○	○ プレーン	○ 2.5	* 熱溶接

- | 施工箇所 | 種類の記号 | 色柄 | 寸法 (mm) | 厚さ (mm) |
|------|-------|--------|-----------|---------|
| | * KT | ○ マーブル | ○ 300×300 | * 2.0 |
| | ○ | ○ プレーン | ○ 450×450 | ○ 2.5 |
| | * KT | ○ マーブル | ○ 300×300 | * 2.0 |
| | ○ | ○ プレーン | ○ 450×450 | ○ 2.5 |

- (7) 帯電防止床シート

施工箇所	種類	性能（体積抵抗値）	厚さ（mm）
		Ω以下	
		Ω以下	

- | 施工箇所 | 種類 | 性能 | 寸法 (mm) | 厚さ (mm) |
|------|----|----|---------|---------|
| | | | × | |
| | | | × | |

- | 区分 | 施工箇所 | 種類 | 寸法(mm) |
|----|------|--------------------------------------|----------------|
| 屋外 | | ○ 塩化ビニル系
○ レジンコンクリート系
○ 磁器質タイル | ○ 300×300
○ |
| 屋内 | | ○ 塩化ビニル系
○ 磁器質タイル | ○ 300×300
○ |

(I) 耐動荷重性床シート (6.8.2)

施工箇所	種類	厚さ (mm)

- | 施工箇所 | 種類 | 厚さ (mm) |
|------|----|---------|
| | | |
| | | |

- | 施工箇所 | 種類 | 寸法 (mm) | 厚さ (mm) |
|------|----|---------|---------|
| | | × | |

10. フローリング張り

(2) エポキシ樹脂系塗床 (6.10.2) (6.10.3) (表6.10.2, 5～7)

施工部位	区分	工法	仕上げの種類	厚さ(mm)
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	

(3) 塗床材のホルムアルデヒド放散量 (6.10.2)

* F☆☆☆☆ ○

(1) 単層フローリング (6.11.2～7) (表6.11.1) (表6.11.3) (表6.11.5)

品名	樹種	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装
○ フローリング ボード1等	* なら ○	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ (mm) ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品
○ フローリング ブロック1等	○ なら ○	○ 接着	○ (mm) ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品

(2) 複合フローリング (6.11.2～7) (表6.11.2) (表6.11.4) (表6.11.6)

樹種	種別	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装
* なら ○ さくら ○ ひのき、まつ	○ A種 ○ B種 * C種	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ (mm) ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品

(3) 特殊フローリング

品名	表面材の材種	仕上げ塗装
○ 屋内体育館アリーナ床 (JIS A 6519)	* なら	
○ 柔剣道場の床 (JIS A 6519)	* なら	

※ 塗装の凡例

素地 : 素地のまま W : 生地のまま、ワックス塗り
OSW : オイルステinlessワックス塗り (オイル2回、ワックス1回)
UCB : ウレタン樹脂ワニス塗りB種 (2回塗り)

(4) フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 : (6.11.2)

* F☆☆☆☆ ○

(5) 接着工法におけるフローリング裏面の不陸緩衝材 : (6.11.5)

* 合成樹脂発泡シート ○

(6) 現場塗装仕上げ (6.11.6)

○ 適用する ○ 適用しない
適用する施工箇所 ○ 図示
下地調整 ○ する ○ しない
塗装の種類 * ウレタン樹脂ワニス塗り
○ オイルステインの上、ワックス塗り
○ 生地のままワックス塗り

11. 畳敷き

(1) 普通畳の種別

○ A種 ○ B種 ○ C種 * D種
D種の場合の畳床 ○ KT-I ○ KT-II * KT-III
○ KT-K ○ KT-N

▶ 12. せっこうボード、その他ボード及び合板張り	(2) 柔道畳	畳床は、JIS A 5901（畳床）の2級品とし、畳表は、柔道用レザー表地（裏地ビニロン使用）とする。																						
	(1) せっこうボード及びその他のボードの種類、厚さ	(6. 13. 2)																						
	* 図示																							
	(2) 合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量	(6. 13. 2)																						
	* F☆☆☆☆	○ _____																						
	(3) 普通合板の規格	(6. 13. 2)																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>表板の樹種名</th> <th>板面の品質</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>接着の程度</th> <th>防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生地、透明塗料塗り * ラワン程度 ● 既存に合わせる 不透明塗料塗り * しな程度 ○</td> <td>○</td> <td>● 4</td> <td>* 1 類 ○ 2 類</td> <td>* 適用する ○ 適用しない</td> </tr> </tbody> </table>					表板の樹種名	板面の品質	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理	生地、透明塗料塗り * ラワン程度 ● 既存に合わせる 不透明塗料塗り * しな程度 ○	○	● 4	* 1 類 ○ 2 類	* 適用する ○ 適用しない									
	表板の樹種名	板面の品質	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理																			
	生地、透明塗料塗り * ラワン程度 ● 既存に合わせる 不透明塗料塗り * しな程度 ○	○	● 4	* 1 類 ○ 2 類	* 適用する ○ 適用しない																			
	(4) 天然木化粧合板の規格	(6. 13. 2)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>化粧板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○ 1 種 ○ 2 種</td> <td>○</td> <td>* 適用する ○ 適用しない</td> </tr> </tbody> </table>					化粧板の樹種名	接着の程度	厚さ (mm)	防虫処理	○	○ 1 種 ○ 2 種	○	* 適用する ○ 適用しない												
化粧板の樹種名	接着の程度	厚さ (mm)	防虫処理																					
○	○ 1 種 ○ 2 種	○	* 適用する ○ 適用しない																					
(5) 特殊加工化粧合板の規格	(6. 13. 2)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>化粧加工の方法</th> <th>表面性能</th> <th>接着の程度</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ オーバーレイ</td> <td>○ Fタイプ</td> <td>○ 1 類</td> <td>○</td> <td>* 適用する ○ 適用しない</td> </tr> <tr> <td>○ プリント</td> <td>○ FWタイプ</td> <td>○ 2 類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 塗装等</td> <td>○ Wタイプ ○ SWタイプ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					化粧加工の方法	表面性能	接着の程度	厚さ (mm)	防虫処理	○ オーバーレイ	○ Fタイプ	○ 1 類	○	* 適用する ○ 適用しない	○ プリント	○ FWタイプ	○ 2 類			○ 塗装等	○ Wタイプ ○ SWタイプ			
化粧加工の方法	表面性能	接着の程度	厚さ (mm)	防虫処理																				
○ オーバーレイ	○ Fタイプ	○ 1 類	○	* 適用する ○ 適用しない																				
○ プリント	○ FWタイプ	○ 2 類																						
○ 塗装等	○ Wタイプ ○ SWタイプ																							
(6) 合板類の張付けの種別：	○ A種 * B種 (6. 13. 3)																							
(7) せっこうボードの目地工法の種類	(6. 13. 3)																							
* 突付け工法	○ 継目処理工法 ○ 目透し工法																							
▷ 13. 壁紙張り	(1) 材料	(6. 14. 2)																						
	壁紙の施工部位・種類・防火性能																							
	* 図示																							
	(2) ホルムアルデヒド放散量	* F☆☆☆☆ ○ 規制対象外																						
	(3) 素地ごしらえの種別	(6. 14. 3)																						
	モルタル・せっこう plaster 面	* B種	○ A種																					
	コンクリート・ALC面	* B種	○ A種																					
	せっこうボード面、その他ボード面	* B種	○ A種																					
▷ 14. モルタル塗り	(1) 材料	(6. 15. 3)																						
	○ 現場調合材料	○ 既調合材料																						
	(2) 既製目地材	(6. 15. 3)																						
	○ 設ける																							
	施工箇所 () 形状 (* 図示 ○ _____)																							
	○ 設けない																							
	(3) 下地処理	(6. 15. 5)																						
	壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処理																							
	処理方法	* 図示 ○ _____																						

▶ 15. タイル張り	(4) 床の目地 (6. 15. 6) ○ 設ける（種類 * 押し目地 ○ _____） * 目地割2㎡程度、最大目地間隔3m程度 ○ _____ ○ 設けない (1) 伸縮調整目地の位置 (6. 16. 2) 床タイル * 縦・横とも4m以内ごと ○ 図示 床タイル以外 * 図示 ○ _____ (2) セメントモルタルによるタイル張り (6. 16. 2) (6. 16. 3) 再生材利用タイルの使用 * 使用する ○ 使用しない <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="3">施工箇所</th> <th rowspan="3">用途による区分</th> <th rowspan="3">タイルの形状、寸法 (mm)</th> <th rowspan="3">きじ</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="3">耐滑り性</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">施釉</th> <th rowspan="2">無釉</th> <th rowspan="2">有</th> <th rowspan="2">無</th> <th rowspan="2">標準</th> <th rowspan="2">特注</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> 試験張り ○ 行う ○ 行わない 見本焼き ○ 行う ○ 行わない 既調合モルタル * 既調合モルタルの製造所の仕様による ○ _____ 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理の方法 * 目荒し工法 ○ _____ (3) 壁タイル張り (6. 16. 3) (5) (ウ) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>タイルの種類</th> <th>タイルの大きさ</th> <th>工 法</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">○ 内装タイル</td> <td>○ 小口平</td> <td rowspan="3">○ 密着張り ○ 改良圧着張り</td> </tr> <tr> <td>○ 二丁掛</td> </tr> <tr> <td>○ 100角</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">○ ユニットタイル (内装タイル以外)</td> <td>○ 50二丁以外</td> <td rowspan="2">○ マスク張り ○ モザイクタイル張り</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table> (4) 有機系接着剤によるタイル張り (6. 16. 2) (6. 16. 4) 再生材利用タイルの使用 * 使用する ○ 使用しない <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="3">施工箇所</th> <th rowspan="3">用途による区分</th> <th rowspan="3">タイルの形状、寸法 (mm)</th> <th rowspan="3">きじ</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="3">耐滑り性</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">施釉</th> <th rowspan="2">無釉</th> <th rowspan="2">有</th> <th rowspan="2">無</th> <th rowspan="2">標準</th> <th rowspan="2">特注</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> 試験張り ○ 行う ○ 行わない 見本焼き ○ 行う ○ 行わない 接着剤のホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____ (6. 17. 2) (6. 17. 3) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種 類</th> <th>塗 厚</th> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>○ せっこう系</td> <td>○ 10 mm</td> </tr> <tr> <td>○ セメント系</td> <td>○ mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>○ せっこう系</td> <td>○ 10 mm</td> </tr> <tr> <td>○ セメント系</td> <td>○ mm</td> </tr> </table>	施工箇所	用途による区分	タイルの形状、寸法 (mm)	きじ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	施釉	無釉	有	無	標準	特注	耐凍害性		有	無			×		○	○	○	○	○	○	○	○	○			×		○	○	○	○	○	○	○	○	○			×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	タイルの種類	タイルの大きさ	工 法	○ 内装タイル	○ 小口平	○ 密着張り ○ 改良圧着張り	○ 二丁掛	○ 100角	○ ユニットタイル (内装タイル以外)	○ 50二丁以外	○ マスク張り ○ モザイクタイル張り		施工箇所	用途による区分	タイルの形状、寸法 (mm)	きじ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	施釉	無釉	有	無	標準	特注	耐凍害性		有	無			×		○	○	○	○	○	○	○	○	○			×		○	○	○	○	○	○	○	○	○			×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工箇所	種 類	塗 厚		○ せっこう系	○ 10 mm	○ セメント系	○ mm		○ せっこう系	○ 10 mm	○ セメント系	○ mm
施工箇所	用途による区分					タイルの形状、寸法 (mm)	きじ	うわぐすり		役物		色									耐凍害性		耐滑り性																																																																																																																															
								施釉	無釉	有	無	標準	特注		耐凍害性																																																																																																																																							
		有	無																																																																																																																																																			
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																										
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																										
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																										
タイルの種類	タイルの大きさ	工 法																																																																																																																																																				
○ 内装タイル	○ 小口平	○ 密着張り ○ 改良圧着張り																																																																																																																																																				
	○ 二丁掛																																																																																																																																																					
	○ 100角																																																																																																																																																					
○ ユニットタイル (内装タイル以外)	○ 50二丁以外	○ マスク張り ○ モザイクタイル張り																																																																																																																																																				
施工箇所	用途による区分	タイルの形状、寸法 (mm)	きじ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性																																																																																																																																										
				施釉	無釉	有	無	標準	特注	耐凍害性																																																																																																																																												
										有	無																																																																																																																																											
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																										
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																										
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																										
施工箇所	種 類	塗 厚																																																																																																																																																				
	○ せっこう系	○ 10 mm																																																																																																																																																				
	○ セメント系	○ mm																																																																																																																																																				
	○ せっこう系	○ 10 mm																																																																																																																																																				
	○ セメント系	○ mm																																																																																																																																																				
▶ 16. セルフレベリング材塗り	(6. 17. 2) (6. 17. 3) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種 類</th> <th>塗 厚</th> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>○ せっこう系</td> <td>○ 10 mm</td> </tr> <tr> <td>○ セメント系</td> <td>○ mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>○ せっこう系</td> <td>○ 10 mm</td> </tr> <tr> <td>○ セメント系</td> <td>○ mm</td> </tr> </table>	施工箇所	種 類	塗 厚		○ せっこう系	○ 10 mm	○ セメント系	○ mm		○ せっこう系	○ 10 mm	○ セメント系	○ mm																																																																																																																																								
施工箇所	種 類	塗 厚																																																																																																																																																				
	○ せっこう系	○ 10 mm																																																																																																																																																				
	○ セメント系	○ mm																																																																																																																																																				
	○ せっこう系	○ 10 mm																																																																																																																																																				
	○ セメント系	○ mm																																																																																																																																																				

●	第 7 章	塗装改修工事
---	--------------	---------------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 材料	(1) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 (7. 1. 3) * F☆☆☆☆ ○ _____
▶ 2. 下地調整	(1) 塗替えてR B種の場合の既存塗膜の除去範囲 (7. 2. 1～7) * 劣化部分は除去し、活膜部分は残す ○ _____ (7. 2. 2～7) (表7. 2. 1～7)

▶ 3. 木部塗装

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別(塗り回数)	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント 塗り (SOP) 塗料の種別 * 1種 ○ 2種	新規(屋外) * A種 ○ B種	不透明塗料塗り * RA種 ○ RB種
		新規(屋内) * A種 ○ B種	透明塗料塗り ○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)		* RC種
○	ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)	○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
○	クリヤーラッカー塗り (CL)	○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
○	オイルステイン塗り (OS)		* RB種
○	つや有り合成樹脂 エポキシペイント塗り (EP-G)	新規 * A種 ○ B種	* RA種 ○ RB種
		○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	木材保護塗料塗り (WP) 屋外	○ A種 * B種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
●	水性反応硬化形 ウレタンクリア 塗り (WUC)	シーラー ● あり	○ RA種 * RB種 ○ RC種
		塗り回数 ● 2回 ○ 3回	

※オイルステイン塗りの塗料

▷ 4. 鉄部塗装

(1) 鉄鋼面

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント 塗り (SOP)	新規	見え掛け * A種	* A種	* RA種
		○ A種	○ B種	○ B種	○ RB種
		* B種	○ C種		
			見え隠れ ○ A種		
			* B種		
			○ C種		
		塗替	○ A種		○ RA種
		○ A種	○ B種		* RB種
		* B種	* C種		○ RC種
		○ C種	○ 無し		
○	フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)			* A種 ○ B種	* RC種

○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G) 屋内	新規	見え掛り * A種 ○ B種 ○ C種	○ A種 * B種	* RA種 ○ RB種 ○ RC種
			見え隠れ ○ A種 * B種 ○ C種		
		塗替	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し		
○	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	新規		* A種 ○ B種	* RA種
		上塗り塗料等級			
		塗替	○ A種 ○ B種 ○ C種	* A種 ○ B種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○					

(2) 亜鉛めっき鋼面 (7章各節)

該当	塗装の種類	種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
○	合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	新規	○ A種 * B種 ○ C種	屋内 * A種 ○ B種	* RA種 ○ RB種
		塗替	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し	屋外 * A種 ○ B種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
		塗料の種別 * 1種 ○ 2種			
○	フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)			* A種 ○ B種	* RC種
○	つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G) 屋内	新規	○ A種 ○ B種 * C種	* C種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
		塗替	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し		○ RA種 * RB種 ○ RC種
		塗料の種別 * 1種 ○ 2種			
○	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	新規	* A種 * B種	* A種 ○ B種	* RA種
		上塗り塗料等級			
		塗替	* A種 * C種	* A種 ○ B種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○					

(3) 鋼製建具面

該当	塗装の種類	種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
○	合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	新規	* A種 ○ B種 ○ C種	屋内 * A種 ○ B種	* RC種
		塗替	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し	屋外 * A種 ○ B種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
		塗料の種別 * 1種 ○ 2種			

▶ 5. モルタル面及びせっこう
 プラスター面の塗装

○	フタル酸樹脂エナメル塗り (FE) 屋内			* A種 ○ B種	* RC種
○	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	新規 * A種	* A種		* RA種
	上塗り塗料等級 ○ 1級 ○ 2級 ○ 3級	塗替 * A種	* C種		○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○					

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別(塗り回数)	下地調整
○	アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り (NAD)	○ A種 * B種	* 乾燥、汚れ、付着物の除去 ○ ○ 外表面 RB種
○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め (EP-G・EP) (7.9.2) (7.10.2)

* 表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

○

▶ 6. コンクリート面、ALC
 パネル面及び押出成形
 セメント板面の塗装

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別(塗り回数)	下地調整
○	アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り (NAD)	○ A種 * B種	乾燥、汚れ、付着物の除去 コンクリート面: * RB種 押出成形セメント板: * RB種
○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	耐候性塗料塗り (DP)	○ A-1種 ○ B-1種 ○ C-1種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
		○ A-2種 ○ B-2種 ○ C-2種	○ RA種 ○ RB種 * RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め (EP-G・EP) (7.9.2) (7.10.2)

* 表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

○

▶ 7. 石こうボード面及び
 その他のボード面の塗装

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別(塗り回数)	下地調整
○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替	

		○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしめ止め (EP-G・EP) (7.9.2) (7.10.2)
 * 表7.9.1の工程1の下塗りをしめ止めシーラーとする
 ○ _____

第 8 章	耐震改修工事
-------	--------

● 第 9 章	環境配慮改修工事
---------	----------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 石綿含有建材の除去工事	施工調査 (9.1.1) 建材の石綿含有調査は、次による。 受注者は施工調査の結果を書面により監督員へ報告すると共に、「石綿事前調査結果報告システム」による労働基準監督署及び大気汚染防止法所管部局への報告手続き（申請）を行うこと。 施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。 (1) 受注者調査範囲 (9.1.1) ○ 分析調査箇所及び調査部位 * 図示 分析方法 * JIS A 1481-2(建材製品中の含有率測定方法-第2部：試料採取及び石綿含有の有無を判定するための定性分析方法)とする。 ○ _____ ● 発注者分析調査済：含有建材及び調査済部位は図示による。 分析結果 ○ 石綿含有 ● 石綿非含有 分析方法は、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。 ● 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与 * 貸与 ○ 無 (2) 石綿含有建材除去後の仕上げ ○ 図示 (9.1.1)

▷ 2. 除去工事共通事項	(3) 石綿粉じん濃度測定	* 行う	● 行わない
	測定方法	* 図示	○ _____
	測定時期	* 図示	○ _____
	測定場所	* 図示	○ _____
	測定箇所数	* 図示	○ _____
	(1) 処理を行う吹付け材の種類及び処理方法		
	種類	_____	
	処理方法	* 除去	○ 封じ込め ○ 囲い込み (処理を行う範囲は図示)
	(2) 処理を行う保温材等の種類及び処理方法		
	種類	_____	
	処理方法	* 除去	○ 封じ込め ○ 囲い込み (処理を行う範囲は図示)
	▷ 3. 石綿含有吹付け材の除去	(1) 石綿含有吹付け材の除去方法	(9.1.3)
		* 9.1.3による	
		○ _____	
	(2) 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置及び梱包	(9.1.3)	
	① 飛散防止措置	* 湿潤化	○ 固化
	② 梱包	* 密封処理（二重袋梱包）	○ _____
	(3) 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法		
	○ 埋立処分		
	* 管理型最終処分場	場所	_____
	○ _____	場所	_____
	○ 中間処理		
	* 無害化処理施設	場所	_____
	○ _____	場所	_____
▷ 4. 石綿含有保温材等の除去	(1) 石綿含有保温材等の除去方法	(9.1.4)	
	除去方法	○ 切断又は破砕	○ 手ばらし
	除去方法	○ 切断又は破砕	○ 手ばらし
	(2) 作業場の隔離	* 行う	○ 行わない (9.1.4)
▷ 5. 石綿含有成形板等の除去	(1) 石綿含有成形板の種類	(9.1.5)	
	種類	_____	
	種類	_____	
	種類	_____	
	(2) 石綿含有せっこうボードの石綿含有吹付け材等の処分	(9.1.5)	
	○ 埋立処分		
	* 管理型最終処分場	場所	_____
	(3) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有吹付け材等の処分	(9.1.5)	
	○ 埋立処分		
	* 安定型最終処分場	場所	_____
	○ _____	場所	_____
	○ 中間処理		
	* 無害化処理施設	場所	_____
	○ _____	場所	_____
▷ 6. 断熱アスファルト防水改修工事	工法の種類	(3.1.4)	
	○ P1BI	○ P2AI	○ P0DI
	○ T1BI	○ M3DI	○ M4DI

7. 外断熱改修工事及び断熱・防露改修工事

- (1) 共通事項：断熱材はノンフロン仕様とする。
(2) 断熱材（現場発泡を除く） (9.2.2) (9.3.2)

適用	保温材料の種類	材料の類別及び品質	厚さ (mm)
☐	ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号	
☐	押出法ポリスチレンフォーム保温材 (スキンなし)	☐ 1種b ☐ A ☐ B ☐ C ☐ 2種b ☐ A ☐ B ☐ C ☐ 3種a ☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ 3種b ☐ A ☐ B ☐ C ☐ D	
☐	硬質ウレタンフォーム保温材	☐ 1種 ☐ 2種 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号	
☐	ポリスチレンフォーム保温材	☐ 1種 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 2種 ☐ 3種	
☐	フェノールフォーム保温材	☐ 1種1号 ☐ 1種2号 ☐ AI ☐ BI ☐ CI ☐ DI ☐ EI ☐ AII ☐ BII ☐ CII ☐ DII ☐ EII ☐ 1種3号 ☐ AI ☐ BI ☐ CI ☐ DI ☐ EI ☐ AII ☐ BII ☐ CII ☐ DII ☐ EII ☐ 2種1号 ☐ AI ☐ AII ☐ 2種2号 ☐ AI ☐ AII ☐ 2種3号 ☐ AI ☐ AII ☐ 3種1号 ☐ AI ☐ AII	

- (3) 外断熱改修 (9.2.3) (9.2.4)

7. 外装材の種類、防火性能、通気層の有無及び厚さ * 図示

イ. 既存外壁の処置

- 仕上げ材撤去 ☐ 行う
☐ 行わない
下地面の清掃 ☐ 行う ()
☐ 行わない
下地欠損分の改修 ☐ 行う (工法 * 図示)
☐ 行わない

ウ. 不陸等の下地調整 ☐ 図示 ☐

エ. 断熱材の施工 ☐ 図示

オ. 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法

- * 適用する 工法：
☐ 適用しない

カ. 外装材の施工 ☐ 図示

(4) 断熱・防露改修

7. 施工部位及び部位毎の厚さ * 図示 (9.3.3)

イ. 断熱材後張り工法において、断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネルの適用

- ☐ 適用あり (パネルの仕様 * 図示 ☐)

(5) 断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 (9.3.2) (9.3.4)

- * F☆☆☆☆ ☐

(6) 断熱材現場発泡工法に使用する断熱材（難燃性を有するもの） (9.3.3)

- 断熱材の種類 * A種1 ☐ A種1H ☐
厚さ (mm) ☐

8. ガラス改修工事

(1) 材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ (9.4.2)

- * 図示 ☐

(2) 複層ガラスの厚さ * 図示 ☐ (9.4.2)

(3) 断熱性による区分 * 図示 ☐ (9.4.2)

(4) 複層ガラスの日射取得性・日射遮蔽性による区分 * 図示 ☐ (9.4.2)

(5) 乾燥気体の種類 * 図示 ☐ (9.4.2)

9. 屋上緑化改修工事

(1) 芝及び地被類の種類等 * 図示 ☐ (9.4.2)

(2) 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 * 図示 ☐ (9.4.2)

(3) 「屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」(平成12年5月31日建設省告示第1458号)に基づく風圧力に対応した工法 (9.4.3)

	* 適用する ○ 適用しない (4) かん水装置 (9.4.3) ○ 設置しない ○ 設置する (種類 _____) (5) 既存保護層等の撤去: ○ 行う ○ 行わない (9.4.3) (6) 新植した芝及び地被類の枯補償の期間 (9.4.4) * 引渡しの日から1年 ○ _____
--	--

☐	第10章	屋 根 工 事
-----------------------	------	---------

☐	第11章	そ の 他
-----------------------	------	-------

● 工 事 概 要

項 目	特 記 事 項						
▶ 1. 電気工作物の種類	● 一般用電気工作物 ○ 事業用電気工作物(自家用電気工作物)						
▶ 2. 工事種目 【一般建物】							
名 称	新 営	改 修	施工の範囲				備 考
電灯設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
動力設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
電熱設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
雷保護設備	○ 一式	○ 一式					
受変電設備	○ 一式	○ 一式					
電力貯蔵設備	○ 一式	○ 一式					
発電設備	○ 一式	○ 一式					
構内情報通信網設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
構内交換設備	○ 一式		○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
情報表示設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
映像音響設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
拡声設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
誘導支援設備	○ 一式	● 一式	● 配管	● 配線	● 器具付		
テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
監視カメラ設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
火災報知設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
中央監視制御設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
防犯入退室管理設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
構内配電線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
構内通信線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付		
▶ 3. 設備概要	本工事対象建築物の設備概要は下記のとおりとする。 なお、改修工事にあつては改修工事後の設備概要を示し、本工事の対象となっていない設備については記載していない。 引込（電力） ○ 架空 ○ 地中 引込（通信） ○ 架空 ○ 地中 受電方式 ○ 低圧受電（ ○ 電灯 ○ 動力） ○ 高圧受電 _____ K V 受電設備 ○ 非常電源専用受電設備 ○ 屋内 ○ 屋外 ○ キュービクル式 ○ 高圧スイッチギア 変圧器 単相 計 _____ K V A 三相 計 _____ K V A						

自家発電装置	種別	☐ ディーゼル機関 ☐ ガス機関 ☐ ガスタービン機関
	発電機出力	_____ KVA
	燃料	☐ 軽油 ☐ A重油 ☐ 灯油 ☐ ガス
その他発電装置	☐ 燃料電池発電装置 ☐ 太陽光発電装置 ☐ 風力発電装置	
	系統連系	☐ 有 ☐ 無
直流電源装置	☐ 鉛蓄電池	☐ CS形 ☐ PS形 ☐ MSE形 ☐ 長寿命MSE形 ☐ HSE形
	☐ アルカリ蓄電池	☐ ポケット式 ☐ 焼結式 ☐ 焼結式シール形
直流電源装置の用途	☐ 受変電機器制御電源 ☐ 非常用照明	
UPS装置	☐ 常時インバータ給電方式簡易形 ☐ 常時インバータ給電方式 ☐ ラインインタラクティブ方式 ☐ 常時商用給電方式 停電補償時間 _____ 分	
UPS装置の用途	(_____)	
照明制御装置	☐ 人感センサ ☐ 明るさセンサ ☐ タイマ ☐ その他 (_____)	
幹線設備	電灯	☐ 単相2線式100V 50Hz ☐ 単相3線式200/100V 50Hz
	動力	☐ 三相3線式200V 50Hz
電熱設備	ロードヒーティング	☐ 単相100V ☐ 単相200V ☐ 三相200V
	フロアヒーティング	☐ 単相100V ☐ 単相200V ☐ 三相200V
雷保護設備	受雷部	☐ 突針 ☐ 水平導体又はメッシュ導体
	引き下げ導線システム	☐ 引下げ導線 ☐ 構造体利用引下げ導線

構内情報通信網設備

インタフェース ☐ 100BASE-TX ☐ 1000BASE-T
☐ その他 ()

機器 ☐ L2スイッチ ☐ L3スイッチ
☐ ルーター ☐ メディアコンバーター
☐ その他 ()

構内交換設備

回線種別 ☐ アナログ ☐ INS
☐ 専用線 ☐ 光
 交換装置 ☐ PBX ☐ IP-PBX
☐ VoIPサーバー ☐ クラウド
 実装数/容量数 局線数 /
 内線数 /
 電話機 ☐ 一般形 ☐ 多機能形
☐ 停電用 ☐ IP電話機
 電源装置 停電補償時間 分

情報表示設備 ☐ マルチサイン装置
☐ 出退表示装置
☐ 時刻表示装置 出力回線数 回線

映像音響設備 ☐ 有 ☐ 無

拡声設備 ☐ Hi形増幅器 増幅器容量 W
☐ 一般放送用 ☐ 非常放送用 ☐ 一般非常兼用
☐ 遠隔操作器 箇所

誘導支援設備 ☐ 音声誘導装置 ● インターホン
 その他機器 ☐ テレビインターホン
☐ 外部受付用インターホン
 ● トイレ等呼出装置
☐ 受付呼出装置

テレビ共同受信設備 アンテナ ☐ UHF
☐ BS・110°CS
☐ CS
☐ その他 (AM・FM)

火災報知設備

(1) 自動火災報知設備

受信機 形 級 回線
☐ 単独盤 ☐ 複合盤
☐ 壁掛形 ☐ 自立形

副受信機 台 回線
☐ 自動試験機能 ☐ 遠隔試験機能
☐ GP型3級受信機 (住戸内)

発信機 形 級 ☐ 組込形 ☐ 露出形
 警報ベル ☐ 露出形 ☐ 組込形
 総合盤 ☐ 単独 (☐ 露出 ☐ 埋込)
☐ 消火栓箱組込形 (消火栓箱は別途工事)

(2) 自動閉鎖設備

自動閉鎖装置連動制御器 ☐ 単独盤 ☐ 複合盤

- (3) 非常警報設備
- ☐ 一体型 ☐ 複合型
 - ☐ その他 (☐ 非常ベル ☐ 表示灯 ☐ 起動装置)
- (4) ガス漏れ警報設備 (機械設備のガス漏れ警報設備に係わる工事)
- ☐ 電気設備工事で設置 ☐ 機械設備工事で設置
- 施工の範囲 ☐ 配管 ☐ 配線
- ☐ 基台 (警報機は別途)
 - ☐ 器具付け
- 基台は警報出力接点付き、アダプター付きとする。
- ガス種別 ☐ L P G ☐ 都市ガス
- 中央監視装置 ☐ 警報盤
- ☐ 簡易型監視制御装置
 - ☐ 監視制御装置
- 防犯入退室
管理設備 ☐ センサ ☐ マグネットスイッチ
- ☐ バイブレーションスイッチ
 - ☐ パッシブセンサ
- ☐ 制御部 ☐ キースイッチ
- ☐ 暗証番号入力装置
 - ☐ 磁気カード
 - ☐ I Cカード
- ☐ 機器類は施設管理者リース品である。
- 共用灯設備
- 電気方式
- 単相２線式 (☐ 100V ☐ 200V) 50Hz
- 照明制御装置 ☐ 人感センサー ☐ 明るさセンサ
- ☐ タイマ
- 外灯設備 ☐ 架空 ☐ 地中
- ポール種別 ☐ 鋼製塗装 ☐ アルミ
- ☐ 溶融亜鉛メッキ塗装 ☐ 溶融亜鉛メッキ リイテル粉体塗装
- ☐ 埋込式 ☐ ベースプレート式
- ランプ ☐ L E D
- ☐ その他 (_____)
- 点滅方式
- ☐ 自動式 (☐ 自動点滅器 ☐ タイマ)
 - ☐ 手動式
- 電波障害防除設備
- 施工方法 ☐ 架空配線式 ☐ 地中配線式
- ☐ アンテナ対策 ☐ C A T V
- 受信点 ☐ 当該施設のテレビアンテナより分岐
- ☐ 新設
 - ☐ 既設電波障害防除施設より分岐

[illegible]

▷ 15. 概数等発注

- (1) 次に示した項目の工事数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。
 なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること

7. 閲覧用設計書細目別内訳又は別紙明細の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目

4. 次の項目

- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____

- (2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることができる。

- (3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては施工前に監督員と協議すること。

なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。

- (4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。

▷ 16. 耐震措置

- (1) 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）に基づき、耐震施工を行う。（100kgを超える機器については、計算書を提出すること）

○ 一般の施設 ○ 特定の施設 ○ 甲類 ○ 乙類

① 局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
1階及び 地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

(注) () 内の数値は防振支持機器の場合に適用する

② 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6

	1 階及び 地下階	1.5	1.0	1.0	0.6
		重要機器は、次のいずれかに該当するものをいう。また、一般機器とは重要機器以外をいう。 イ. 災害応急対策活動に必要な施設等において、施設目的に応じた活動を行うために必要な設備機器 ロ. 危険物を貯蔵又は使用する施設において、危険物による被害を防止するための設備機器 ハ. 避難、消火等の防災機能を果たす設備機器 ニ. 火災、水害、避難の障害等の二次災害を引き起こす恐れのある設備機器 ホ. その他これらに類する機器 重要水槽とは重要機器として扱う水槽類、一般水槽とは一般機器として扱う水槽類を示す また、水槽類にはオイルタンク等を含む			
▷ 17. 防災電源（非常電源）		(2) あと施工アンカーの場合は、監督員と事前協議の上使用することとし、施工後の確認試験は次による。 ①施工されたアンカーの固着状況を確認する試験（現場非破壊検査）とする。 ②試験箇所、試験荷重等を記載した試験計画書を、試験前に工事監督員に提出する。 ③引抜試験装置は、油圧式加力装置、レンチ式加力装置等とする。 次の設備は防災電源（非常電源）として関係法令等に適合したものであること。 ○ キュービクル等 ○ 蓄電池 ○ 発電装置			
▷ 18. 配分電盤・端子盤類		図中に特記がある場合、及び住戸内を除き「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」を適用する。			
▷ 19. 塗装工事		金属管の塗装箇所 * 無し ○ 有り（ _____ ）			
▷ 20. 電線及びケーブル		1) 環境配慮形を使用することを原則とする。 2) アルミケーブルを使用する際は監督員と協議すること。 3) 高圧架橋ポリエチレンケーブル ○ EーEタイプ（押出成形） ○ EーTタイプ（テープ巻）			
▷ 21. 直線接続材（低圧）		標準仕様書に記載のあるほか下記による。 * J C A A A 1 0 2 * J C A A K 1 1 0 1			
▷ 22. 直線接続材（高圧）		標準仕様書に記載のあるほか下記による。 * J C A A A 3 0 5			
▷ 23. 端末処理材（低圧）		標準仕様書に記載のあるほか下記による。 * J C A A K 1 1 0 1			
▷ 24. 端末処理材（高圧）		標準仕様書に記載のあるほか下記による。 * J C A A K 1 3 0 1			
▶ 25. 位置ボックス		図面に特記がある場合を除き標準仕様書の使用区分による。 ● 気密処理を行う。			
▶ 26. 配線器具用プレート		図中に特記がない場合は下記による。 住戸内 ● 合成樹脂製 その他 ○ アルミ合金製 ○ 合成樹脂製 ○ ステンレス製 ○ ネジ止め			
▷ 27. フロアプレート		床ボックスに取付のもの（二重床を除く）は水平高低調整形プレートを用いる。			
▷ 28. つりボルト		床下ピット等の湿気のある場所に使用するつりボルトは亜鉛メッキ又はステンレス製とする。			

▷ 29. ボルト・ナット等	屋外又はそれに類する場所を使用するボルト、ナット等は亜鉛メッキ又はステンレス製とする。
▷ 30. プルボックス	天井内隠蔽部分及び高所取付のプルボックスの蓋に用いるビスは脱落防止ビスとする。
▷ 31. 結露防止	(1) 断熱材は可能な限り欠損させないこと。ただしこれによりがたい場合は、同等以上の処理を行う。
▷ 32. 呼び線	(2) 断熱処理箇所に使用するインサートは断熱インサートとする。 長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線（樹脂被覆鉄線等）を挿入する。
▷ 33. はつり工事	はつり作業を行う場合は、埋込配管及び主鉄筋への損傷、じんあい処置等について注意して行う。 なお、埋設物の調査は下記による ○ 放射線透過検査 ○ 左記以外の電磁波検査など
▷ 34. その他	(1) MCCB回路とELCB回路に施工する接地は別接地とする。

● 機器取り付け高さ

項 目	特 記 事 項
-----	---------

▶ 1. 機器の取付高さは図示のほか下記を標準とする。

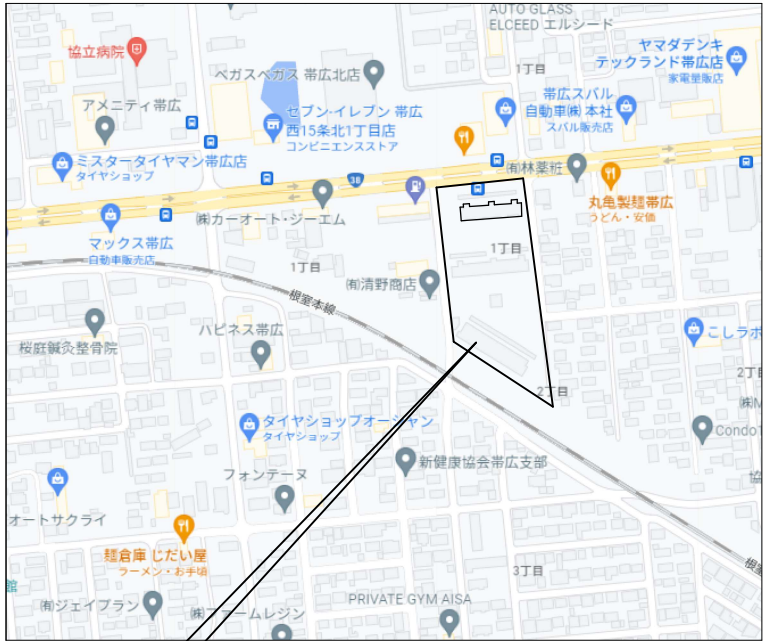
【一般建物／公営住宅】

	名 称	測 定	取 付 高 (mm)
共電 通 力	取引用計器	地上～窓中心	1, 800～2, 000
	引込開閉器	床上～中心	1, 800
電 灯	分電盤	床上～中心	1, 500 (上端 1, 900 以下)
	スイッチ	〃	1, 150
	スイッチ (公住) ※	〃	1, 100
	コンセント (一般)	〃	400 (帯広市独自で改定)
	〃 (和室)	〃	200
	〃 (台上)	台上～中心	150
	〃 (土間)	床上～中心	600～1, 300 (帯広市独自で改定)
	コンセント (公住) ※	〃	400
	〃 (冷蔵庫用) (公住) ※	床上～中心	1, 800
	〃 (給湯器・洗面台用) (公住) ※	〃	1, 300
	ブラケット (一般)	〃	2, 100～2, 500
	〃 (踊場)	〃	2, 500
	〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150
動 力	壁掛形制御盤	床上～中心	1, 500 (上端 1, 900 以下)
	開閉器箱	〃	1, 500
	操作スイッチ	〃	1, 300
	操作スイッチ (公住) ※	〃	1, 100
電 話	端子盤	床上～下端	300 (帯広市独自で改定)
	保安器箱	床上～中心	1, 500 (上端 1, 900 以下)
	壁付位置ボックス	〃	400 (帯広市独自で改定)
	〃 (和室)	〃	200
	壁付位置ボックス (公住) ※	〃	400
	壁付インターホン	〃	1, 150
	壁付位置ボックス	〃	1, 150
	〃 (和室)	〃	200
	壁付インターホン (公住) ※	〃	1, 100
時 計 拡 声	壁掛形親時計	床上～中心	1, 500 (上端 1, 900 以下)
	子時計	〃	2, 300
	壁掛形スピーカ	〃	2, 300
	アッテネーター	〃	1, 150
表 示	表示盤	床上～中心	2, 300
	表示盤 (公住) ※	〃	1, 300
	壁付発信器	〃	1, 150
	壁付発信器 (公住) ※	〃	1, 100
	ベル・ブザー・チャイム	〃	2, 300
	壁付ボタン		1, 150
	多目的便所呼出ボタン	〃	400・850 (帯広市独自で改定)
共 同 受 信 テ レ	分配器箱	床上～上端	1, 500 (上端 1, 900 以下)
	テレビアウトレット	床上～中心	400 (帯広市独自で改定)
	〃 (和室)	〃	200
	テレビアウトレット (公住) ※	〃	400
	収容箱	床上～上端	1, 500 (上端 1, 900 以下)

火 災 報 知	受信機・副受信機	床上～中心	1, 300 (帯広市独自で改定)
	受信機 (公住) ※	床上～操作盤	800～1, 500
	総合盤	"	1, 300
	発信機	"	1, 300
	電鈴	"	2, 300
	表示灯	"	2, 100 (帯広市独自で改定)

北 郊 団 地 個 別 改 善 工 事 （ そ の 3 ）

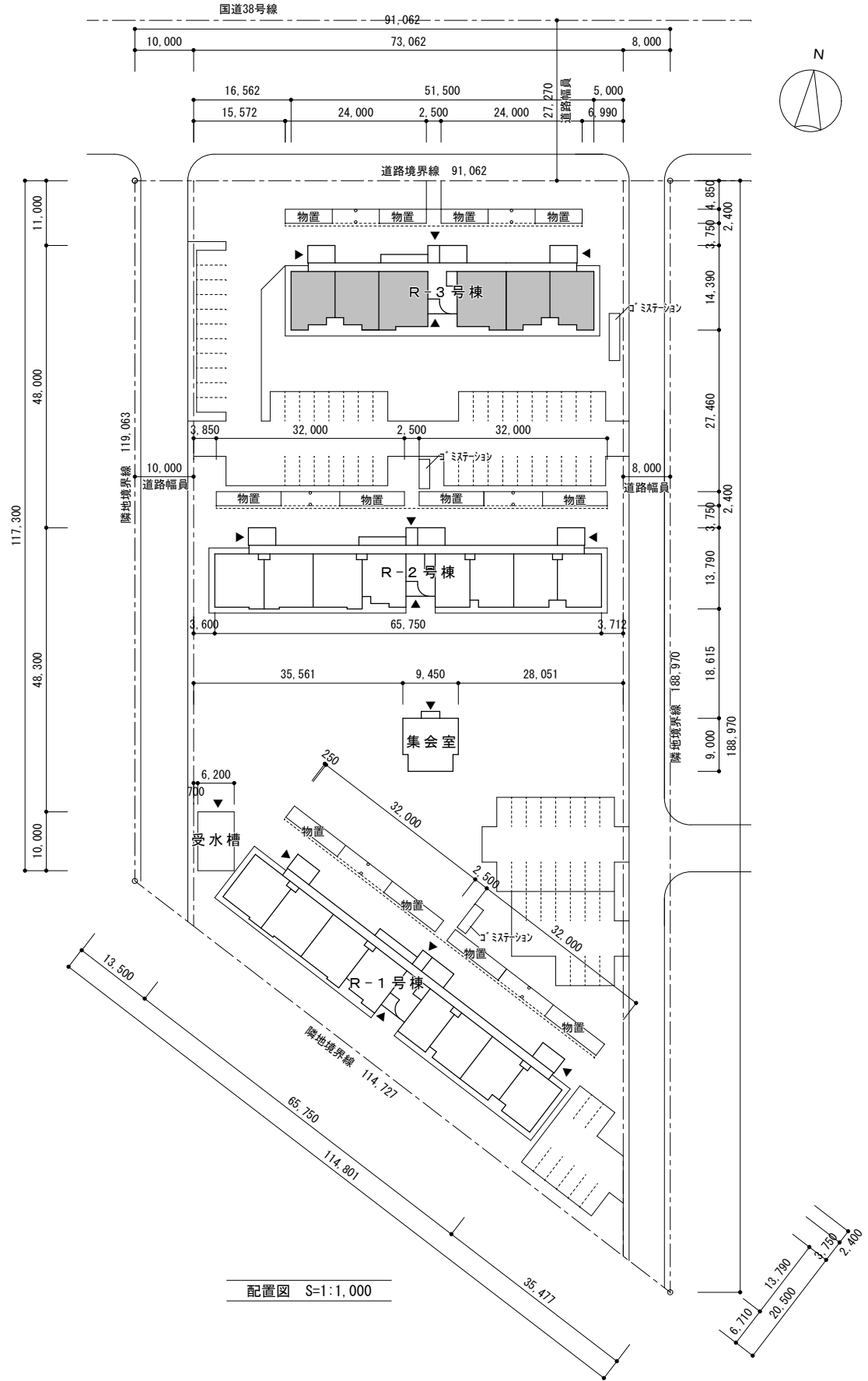
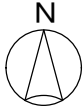
棟名	工事 種別	図面番号	図 面 名	縮 尺
R 1 3 号 棟	建 築 主 体 工 事		特記仕様書	
		A-301	建物概要・付近見取図・配置図(R-3号棟)	A3 1:1,000
		A-302	改修概要・仕上表(R-3号棟)	
		A-303	1階平面図(R-3号棟)	A3 1:200
		A-304	2～4階平面図(R-3号棟)	A3 1:200
		A-305	5階平面図(R-3号棟)	A3 1:200
		A-306	撤去・改修平面詳細図(R-3号棟 2LDK)	A3 1:100
		A-307	撤去・改修平面詳細図(R-3号棟 3LDK)	A3 1:100
		A-308	外部手摺詳細図-1(R=1号棟)	A3 1:5, 50
		A-309	外部手摺詳細図-2(R=1号棟)	A3 1:5, 10, 50
		A-310	共用ホール手摺詳細図(R=1号棟)	A3 1:5, 60
		A-311	階段室(A)詳細図(R=3号棟)	A3 1:5, 60
		A-312	階段室(B,C)詳細図(R=3号棟)	A3 1:5, 60
		A-313	住戸内手摺詳細図-1(R-3号棟 2LDK)	A3 1:5, 10, 50
		A-314	住戸内手摺詳細図-2(R-3号棟 3LDK)	A3 1:5, 10, 50
		A-315	住戸内段差解消詳細図-1(R-3号棟)	A3 1:10, 50
		A-316	住戸内段差解消詳細図-2(R-3号棟)	A3 1:10, 50
		A-317	住戸内段差解消詳細図-3(R-3号棟)	A3 1:5, 10, 50
	電 気 設 備 工 事	E-301	1階・2階(2LDK)撤去・改修平面詳細図(R-3号棟)	A3 1:100
		E-302	3階・4階・5階(2LDK)撤去・改修平面詳細図(R-3号棟)	A3 1:100
		E-303	1階・2階(3LDK)撤去・改修平面詳細図(R-3号棟)	A3 1:100
		E-304	3階・4階・5階(3LDK)撤去・改修平面詳細図(R-3号棟)	A3 1:100
		E-305	電気配線展開図(2LDK、3LDK)(R-3号棟)	A3 1: 50



工事場所：帯広市西14条南1丁目1番地

附近見取図

建 物 概 要			
工 事 名	北郊団地個別改善工事（その3）		
施 工 場 所	帯広市西14条南1丁目1番地		
	構	造	延床面積 建築面積
1号棟（40戸）	RC造	5階建	3,363.88㎡ 706.52㎡
2号棟（40戸）	RC造	5階建	3,363.88㎡ 706.52㎡
3号棟（30戸）	RC造	5階建	2,772.27㎡ 576.10㎡
集会室	RC造	平屋建	79.92㎡ 83.70㎡



：工事対象範囲を示す

特記

有限会社 福井設計

帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1
1級建築士登録事務所（〒107）
1級建築士登録番号（275038）
1級建築士 坂口 剛

日付 令和 5年 1月
核図 核図 担当 担当 製図

工事名 北郊団地個別改善工事（その3）

図面名 建物概要・付近見取図・配置図（R-3号棟）

A-301

A3 1:1,000

■ R-3号棟改修概要 ■

番号	改 修 概 要				
1	共用部 手摺の新設	3	各住戸内 床の段差解消（建具下部）	4	住戸誘導支援システム 1 インターホンの新設
	新設箇所：北側スロープ、西側出入口、東側出入口、階段室(A)、(B)、(C)		新設箇所：玄関ホール～居間、居間～洗面脱衣室、洗面脱衣室～便所		新設箇所：親機 居間、子機 廊下（玄関扉横）
(建築)		(建築)	居間～和室（6帖）、居間～和室（4、5帖）、居間～洋室	(電気)	
2	各住戸内 手摺の新設			5	住戸誘導支援システム 2 非常用押し釦の新設
	新設箇所：玄関ホール、洗面脱衣室、浴室				新設箇所：居間、和室、便所、浴室
(建築)				(電気)	

住戸タイプ別住戸数	
2LDK	20戸
3LDK	10戸

R-3号棟 外 部 仕 上 表								
基 礎（既存のまま）	外 壁（既存のまま）	屋 根（既存のまま）	軒 天 井（既存のまま）	ポーチ（既存のまま）	バルコニー（既存のまま）	煙 突（既存のまま）	犬走り（既存のまま）	付属従物
合板型枠コンクリート打放しの上 AEP	合板型枠コンクリート打放しの上 吹付タイル	アスファルト防水絶縁工法D-1 笠木：アルミ製W200	コンクリート打放しの上 吹付タイル	床：コンクリートコテ押え 外壁：合板型枠コンクリート打放シの上 吹付タイル 天井：合板型枠コンクリート打放シの上 VP 手摺：ステンレスφ42・7HL（南北出入口） 北側L=1,900 南側L=2,200 笠木：アルミ製W200,250,380	床：防水モルタルコテ仕上（立上り共）t=20 笠木：アルミ製W200 壁：合板型枠コンクリート打放シの上 吹付タイル 天井：合板型枠コンクリート打放シの上 吹付タイル 避難口：アルミ製600*600 避難タラップ：アルミ製（既製品） 手掛けφ16 W300 掲示板 避難ハンゴ 物干金物（回転式アルミ製）D380 手摺：アルミ製BL製品	コンクリート打放しの上 吹付タイル 陣笠：アルミ製550*550 L=500 灰出口：錆鉄製 5号 OP 両面本焼土管230φ 1部断熱2重煙突 L=2,750	軒下化粧砂利敷 t=60 B種 コンクリート製縁石 120*150*600（目地無し）	棟番号：塗装記入2回塗りOP 400*400*3文字 2か所（両妻壁） 浴室：UB1216 屋上点検用タラップ：アルミ製 L=4,500 W=400 住戸番号：1か所に3文字 OP （住戸出入口、物置、郵便受） 2*3cm,3*6cm,2*3cm程度 案内板：ステンレス製（HL） シルク印刷（表示）2か所 以上既存のまま 樹脂被覆製手摺φ40-φ34新設

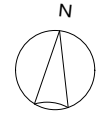
R-3号棟 内 部 仕 上 表										
	室 名	床	巾 木		壁	天 井				備 考
		仕 上	仕 上	H	仕 上	一 般 階 仕 上	天井高	最 上 階 仕 上	天井高	
共用部分	共用玄関		コンクリート打放し		コンクリート打放しの上内装用吹付タイル	石膏吸音板 t=9（不燃）既存のまま	2,300（ホール）	石膏吸音板 t=9（不燃）既存のまま	2,300（ホール）	公団製プラスチック室名札 既存のまま 窓保護手摺（H=400（固定式））既存のまま 消火器ボックス20か所 既存のまま 集合郵便受（ステンレス製）18個+4か所 既存のまま 掲示板（ステンレス枠レザー貼900*1200）1か所 既存のまま
	廊下 ホール コモンスペース	モルタルコテ押え t=20 既存のまま	AEP 既存のまま	100	既存のまま	一般内装用吹付タイル 既存のまま	2,200（廊下）	一般内装用吹付タイル 既存のまま	2,200（廊下）	壁付連続樹脂被覆製手摺 φ40 新設
	階 段 室	モルタルコテ押え t=20 既存のまま	コンクリート打放し AEP 既存のまま	100	コンクリート打放しの上内装用吹付タイル 既存のまま	コンクリート打放しの上リシン吹付 既存のまま	—	石膏吸音板 t=9（不燃）既存のまま	2,250	ノンスリップW=40圧着式 既存のまま 階段表示板（公団型丸型120φプラスチック）既存のまま レジスター（プラスチック製150φ）3か所 アルミフード150φ 既存のまま 壁付連続樹脂被覆製手摺 φ40 新設
	機 械 室	押えコンクリート t=100 既存のまま コンクリートコテ押え 既存のまま	—	—	複合板 t=36打込み（アンカー併用）既存のまま	—	—	複合板 t=36打込み（アンカー併用）既存のまま	—	3t用フック（1カ所重量マフラー管理）既存のまま
住戸部分	玄 関	モルタルコテ押え t=20 既存のまま	青木 既存のまま	60	化粧合板 t=4 既存のまま	化粧石膏ボード t=9（目スカシ） 既存のまま	2,220	化粧石膏ボード t=9（目スカシ） 既存のまま	2,220	下駄箱 上がり框ラワンOL すべて既存のまま
	ホ ー ル	化粧フローア t=12 既存のまま	青木 既存のまま	60	化粧合板 t=4 既存のまま	化粧石膏ボード t=9（目スカシ） 既存のまま	2,140	化粧石膏ボード t=9（目スカシ） 既存のまま	2,140	樹脂製縦型手摺 φ34 新設
	石 炭 庫	モルタルコテ押え t=20 既存のまま	青木 既存のまま	50	ラワン合板 t=3 既存のまま	コンクリート素地 既存のまま	—	合成樹脂発泡板 t=50 打込 既存のまま	—	
	便 所	長尺塩ビシート t=2.5 既存のまま	青木 既存のまま	60	化粧合板 t=4 既存のまま	化粧石膏ボード t=9（目スカシ） 既存のまま	2,090	化粧石膏ボード t=9（目スカシ） 既存のまま	2,090	棚板（W=250 ランバーコアt=15）小口単板貼 既存のまま ステンレス手摺32φ L=600 既存のまま 段差解消材 新設
	洗面脱衣室	長尺塩ビシート t=2.5 既存のまま	青木 既存のまま	60	3LDKのみ 化粧合板 t=4 一部撤去、新設	化粧ケイ酸カルシウム 板t=5 既存のまま	2,090	化粧ケイ酸カルシウム 板t=5 既存のまま	2,090	樹脂製縦型手摺 φ34 新設 段差解消材 新設
	浴 室	UB	—	—	—	—	—	—	—	内部ステンレス手摺（メーカー仕様による）シャワー 浴槽一体型 給湯方式 1216 既存のまま 樹脂製縦型手摺 φ34 新設
	台所（3LDK）	化粧フローア t=12 既存のまま	青木 既存のまま	60	化粧ケイ酸カルシウム 板t=5 既存のまま	石膏吸音板 t=9（不燃）既存のまま	2,140	石膏吸音板 t=9（不燃）既存のまま	2,140	ステンレス流しL=1,400 コンロ台L=600 ステンレス水切（ステンレスt=1.0）コンロ台バックガード（ステンレスt=0.5） 給湯機取付板 吊戸棚L=1,200（吊りボルト9φ）コンロ台上部フード（ステンレスt=0.5） 着色ハンガーボード（ランバーコアt=18 300*700）すべて既存のまま
	居間（3LDK）	化粧フローア t=12 既存のまま	青木 既存のまま	60	化粧合板 t=4 既存のまま	コンクリート素地の上コテ塗 既存のまま	2,420	化粧石膏ボード t=9（目スカシ） 既存のまま	2,315	差（カラー鉄板t=0.4）既存のまま 換気孔アルミフード150φ 既存のまま レジスター（プラスチック製150φ）既存のまま FFストープ用スリープ 既存のまま 段差解消材 新設
	台所（2LDK）	化粧フローア t=12 既存のまま	青木 既存のまま	60	化粧ケイ酸カルシウム 板t=5 既存のまま	石膏吸音板 t=9（不燃）既存のまま	2,150	石膏吸音板 t=9（不燃）既存のまま	2,150	ステンレス流しL=1,400 コンロ台L=600 ステンレス水切（ステンレスt=1.0）コンロ台バックガード（ステンレスt=0.5） 給湯機取付板 吊戸棚L=1,200（吊りボルト9φ）コンロ台上部フード（ステンレスt=0.5） 着色ハンガーボード（ランバーコアt=18 300*700）すべて既存のまま
	居間（2LDK）	化粧フローア t=12 既存のまま	青木 既存のまま	60	化粧合板 t=4 既存のまま	コンクリート素地の上コテ塗 既存のまま 一部石膏吸音板 t=9（不燃）既存のまま	2,410	化粧石膏ボード t=9（目スカシ）既存のまま 一部石膏吸音板 t=9（不燃）既存のまま	2,410	着色ハンガーボード（ランバーコアt=18 300*700）すべて既存のまま レジスター（プラスチック製150φ）既存のまま FFストープ用スリープ 既存のまま 段差解消材 新設
	洋 室	化粧フローア t=12 既存のまま	青木 既存のまま	60	化粧合板 t=4 既存のまま	コンクリート素地の上コテ塗 既存のまま	2,420	化粧石膏ボード t=9（目スカシ） 既存のまま	2,315	換気孔アルミフード150φ レジスター（プラスチック製150φ）既存のまま 窓保護手摺H=800 既存のまま 段差解消材 新設
	押 入	シナ合板 t=5.5 既存のまま	雑巾摺 既存のまま	—	ラワン合板 t=3 既存のまま	ラワン合板 t=3 既存のまま	—	ラワン合板 t=3 既存のまま	—	枕棚W=400 既存のまま
	和 室（南）	タタミ敷き 一部化粧フローア t=12 既存のまま	タタミ寄 既存のまま	—	化粧石膏ボード t=9 既存のまま	化粧石膏ボード t=9（目スカシ） 既存のまま	2,300	化粧石膏ボード t=9（目スカシ） 既存のまま	2,300	換気孔アルミフード150φ レジスター（プラスチック製150φ）既存のまま 窓保護手摺H=800既存のまま 吊棚W=450（吊りボルト9φ化粧ナット付全ネジボルトステンレス製） 既存のまま 段差解消材 新設
	押 入	シナ合板 t=5.5 既存のまま	雑巾摺 既存のまま	—	ラワン合板 t=3 既存のまま	ラワン合板 t=3 既存のまま	—	ラワン合板 t=3 既存のまま	—	枕棚W=400 既存のまま
	和 室（北）	タタミ敷き 一部化粧フローア t=12 既存のまま	タタミ寄 既存のまま	—	化粧石膏ボード t=9 既存のまま	化粧石膏ボード t=9（目スカシ） 既存のまま	2,300	化粧石膏ボード t=9（目スカシ） 既存のまま	2,300	換気孔アルミフード150φ レジスター（プラスチック製150φ）既存のまま 窓保護手摺H=800既存のまま 吊棚W=450（吊りボルト9φ化粧ナット付全ネジボルトステンレス製） 既存のまま 段差解消材 新設
	押 入	シナ合板 t=5.5 既存のまま	雑巾摺 既存のまま	—	ラワン合板 t=3 既存のまま	ラワン合板 t=3 既存のまま	—	ラワン合板 t=3 既存のまま	—	枕棚W=400 既存のまま
	サンルーム	モルタルコテ押え t=20 既存のまま	モルタルコテ押え 既存のまま	—	コンクリート打放しの上内装用吹付タイル 既存のまま	コンクリート打放しの上内装用吹付タイル 既存のまま	—	コンクリート打放しの上内装用吹付タイル 既存のまま	—	物干金物・ビニールコーティング 一般階H=640 最上階H=780 窓保護手摺H=300 ステンレス手摺32φHL仕上 すべて既存のまま

凡例

改修箇所を示す

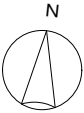
施工済につき本工事対外処

特記			帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1 1級建築士登録 事務所（十）107 1級建築士登録 番号（275038） 1級建築士 坂口 剛	日付 令和 5 年 1 月					工事名 北郊団地個別改善工事（その3）	図面番号	A-302
				有限会社 福 井 設 計	検図	検図	担当	担 当		製図	図面名 改修概要・仕上表（R-3号棟）



1階平面図 (R-3号棟) S=1:200

特記			帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1 1級建築士登録 事務所 (十) 107 1級建築士登録 番号 (275038) 1級建築士 坂口 剛	日付 令和 5年 1月					工事名 北郊団地個別改善工事 (その3)	原図番号 A-303
				校図	校図	担当	担当	製図	図面名 1階平面図 (R-3号棟)	縮尺 A3 1:200



2～4階平面図 (R-3号棟) S=1:200

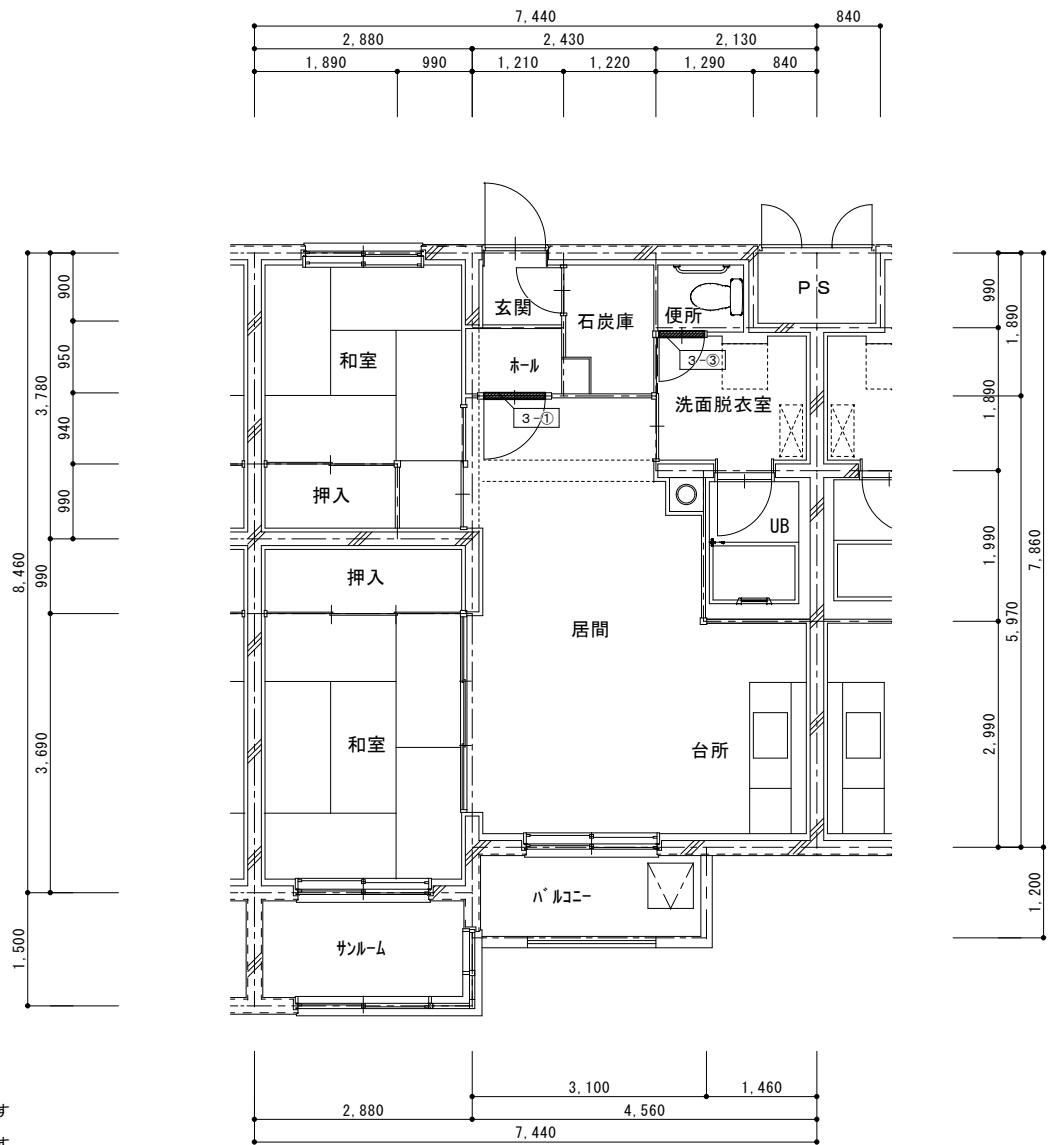
特記			有限会社 福井設計					帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1 1級建築士登録 事務所 (十) 107 1級建築士登録 番号 (275038) 1級建築士 坂口 剛					日付 令和 5年 1月					工事名 北郊団地個別改善工事 (その3)		原図番号 A-304



5階平面図(R-3号棟) S=1:200

特記			帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1 1級建築士登録事務所(十)107 1級建築士登録番号(275038) 1級建築士 坂口 剛	日付 令和 5年 1月					工事名 北郊団地個別改善工事(その3)	図面番号 A-305
		有限会社 福井設計		棟図	横図	担当	担当	製図		
						図面名 5階平面図(R-3号棟)				

改修前

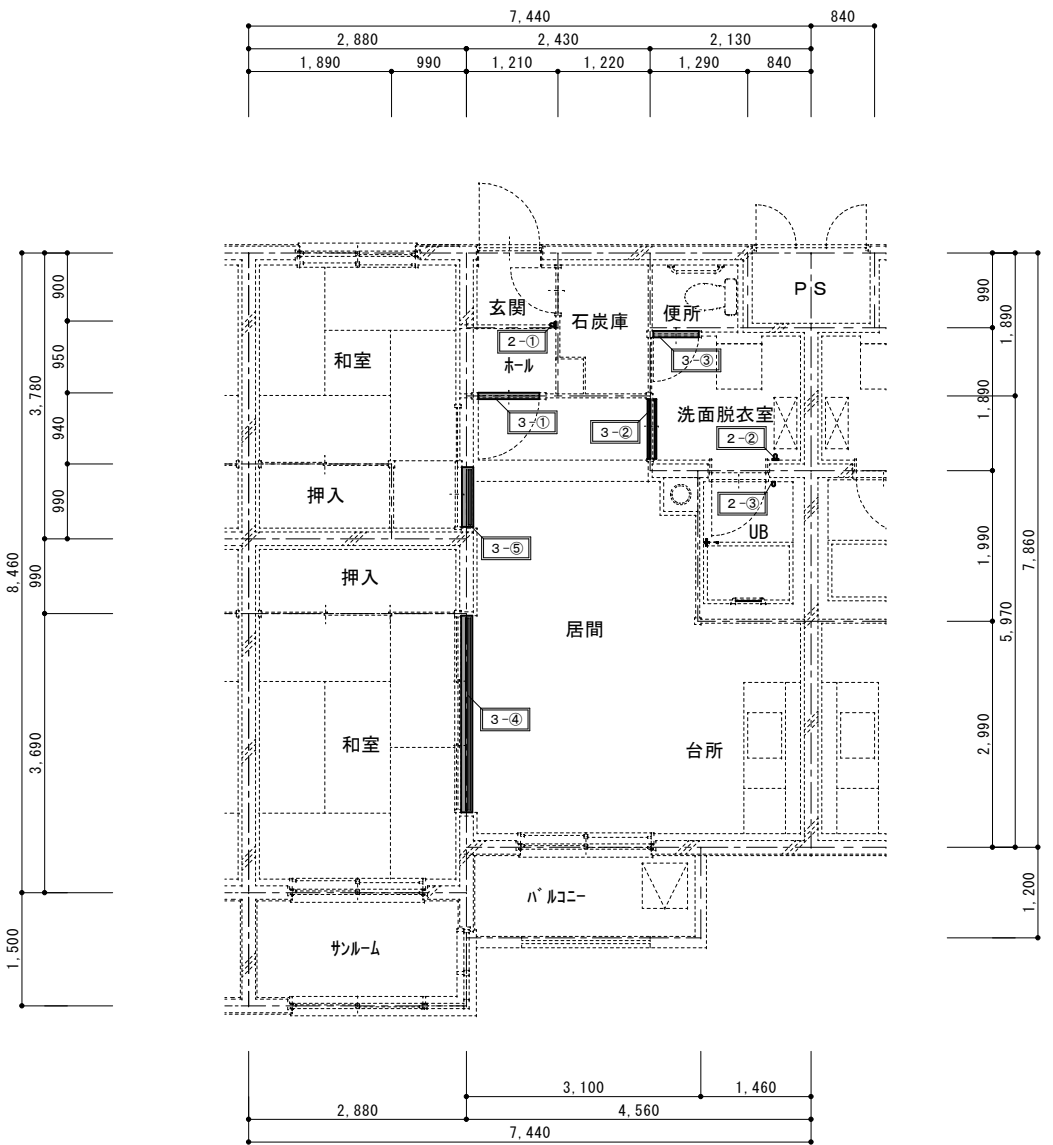


凡 例

- 撤去番号を示す
- 撤去部分を示す

撤去平面詳細図(R-3号棟 2LDK) S=1:100

改修後



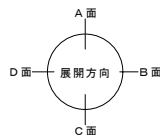
凡 例

- 新設番号を示す
- 新設部分を示す
- 新設を示す
- 既存のままを示す

改修平面詳細図(R-3号棟 2LDK) S=1:100

■R-3号棟（2LDK）住戸共通 改修方法 ■

改修番号	改修項目	撤去内容	新設内容・仕様・規格・形状	詳細図面番号
2-①	玄関 手摺新設	_____	手摺新設：縦1型 樹脂被覆製 φ34 L=600（芯材 ステンレス鋼管）,手摺下地新設：トド松集成材 t=20 100*1,000 WUC	A-313
2-②	洗面脱衣室（浴室出入り用） 手摺新設	_____	手摺新設：縦1型 樹脂被覆製 φ34 L=600（芯材 ステンレス鋼管）,手摺下地新設：トド松集成材 t=20 100*1,000 WUC	A-313
2-③	浴室（浴室出入り用） 手摺新設	_____	手摺新設：縦1型 樹脂被覆製 φ34 L=600（芯材 ステンレス鋼管）,ケミカル7ンカー M8ボルト新設	A-313
3-①	玄関ホール～居間	木製建具枠 敷居部撤去	段差解消材新設：7mm製t=2.0 W=120*810 フラットレライグ、既存建具隙間ブラシ新設	A-315
3-②	居間～洗面脱衣室	_____	段差解消材新設：両側ステンレス製t=1.5 W=80*825, W=80*825 段差解消材下地7mm合板t=9一部新設	A-316
3-③	洗面脱衣室～便所	木製建具枠 敷居部撤去	段差解消材新設：7mm製t=2.0 W=120*550 フラットレライグ	A-316
3-④	居間～和室（6帖）	_____	段差解消材新設：居間側のみナラ集製材 W=2,585, D=50, H=15 WUC	A-317
3-⑤	居間～和室（4.5帖）	_____	段差解消材新設：居間側のみナラ集製材 W=790, D=50, H=15 WUC	A-317



特記

有限会社 福井設計

帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1
1級建築士登録事務所(〒)107
1級建築士登録番号(275038)
1級建築士 坂口 剛

日付 令和 5年 1月
検図 検図 担当 担当 製図

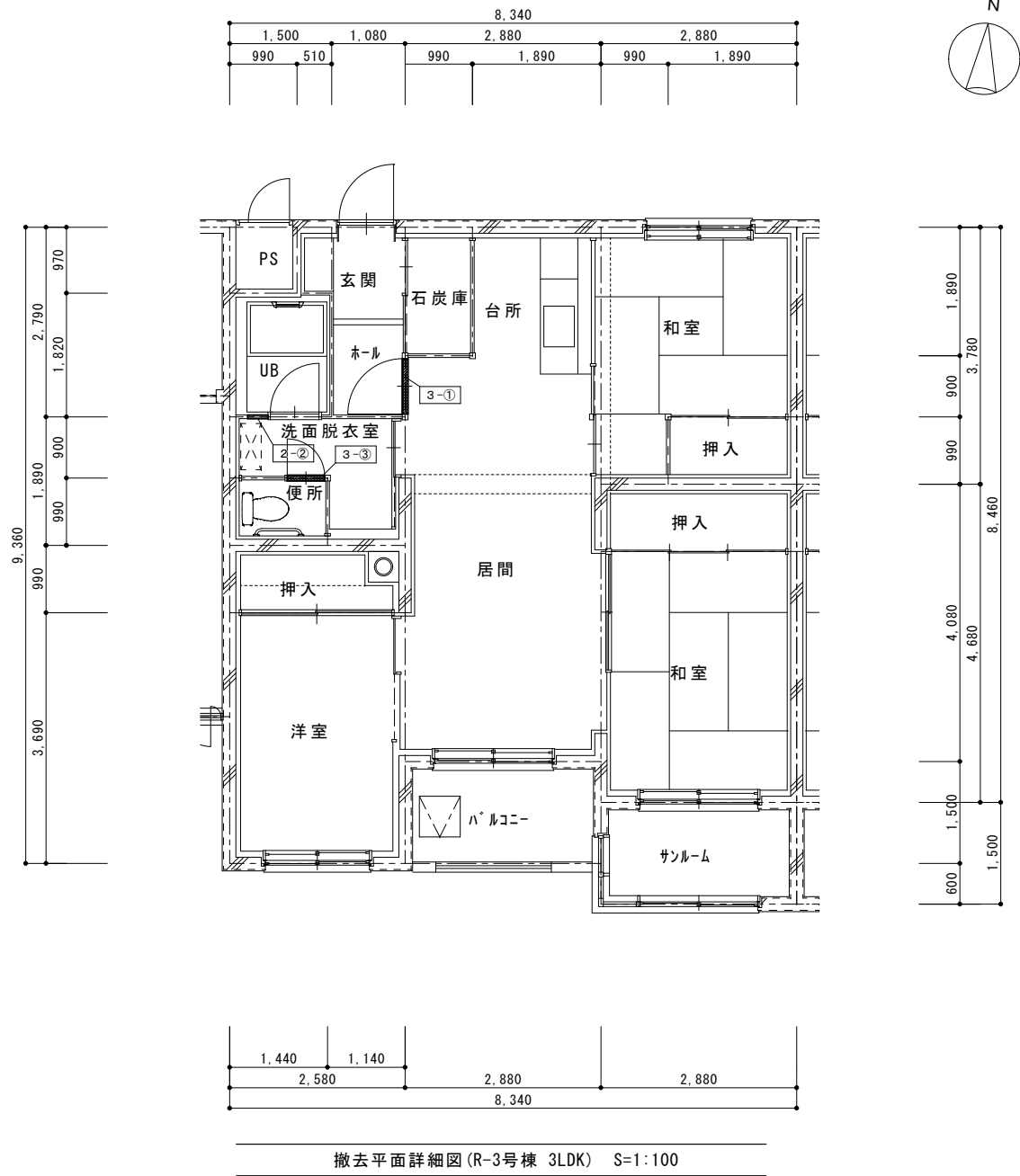
工事名 北郊団地個別改善工事（その3）

図面名 撤去・改修平面詳細図(R-3号棟 2LDK)

A-306

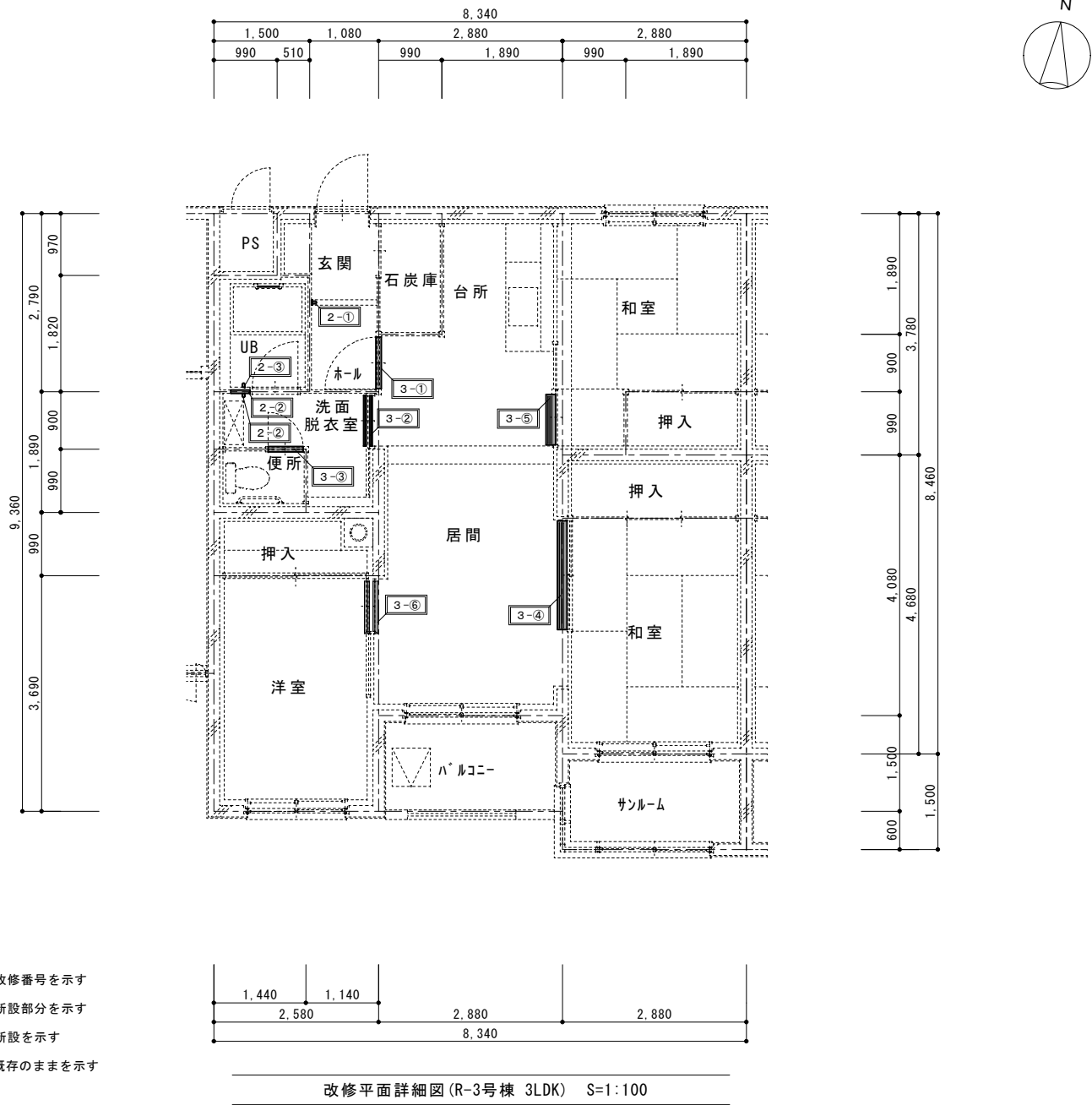
A3 1:100

改修前



- 凡 例
- 番号-○ 改修番号を示す
 - 撤去部分を示す

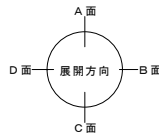
改修後

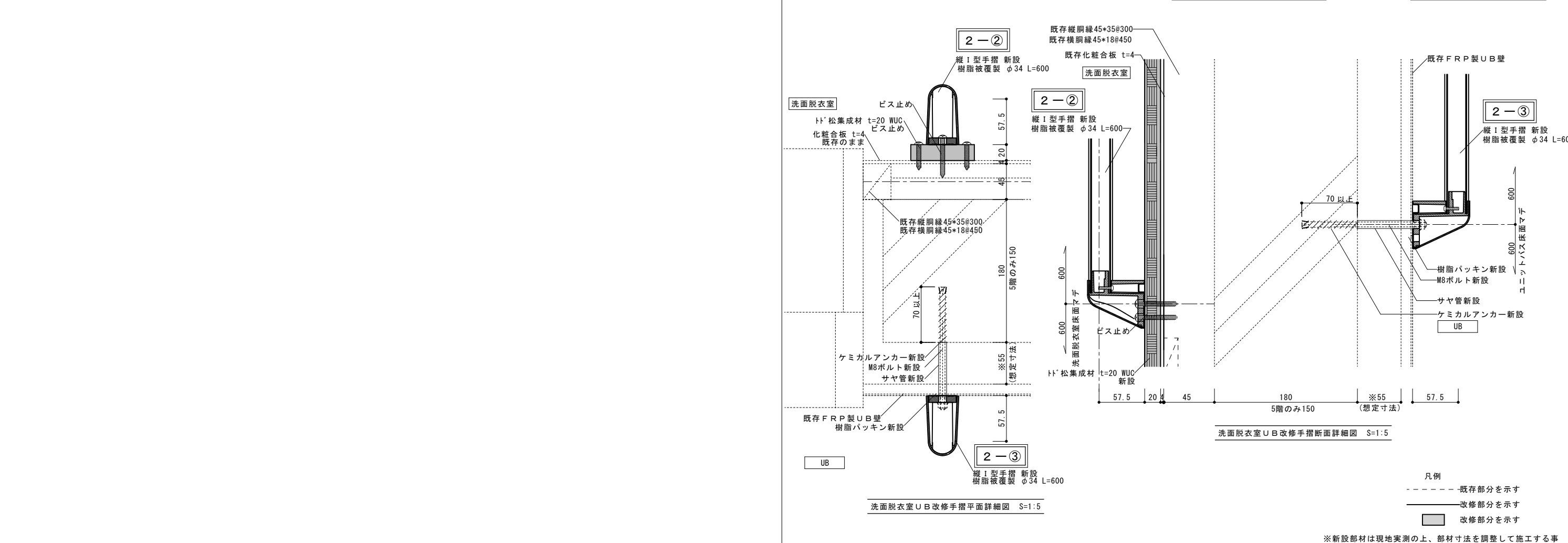
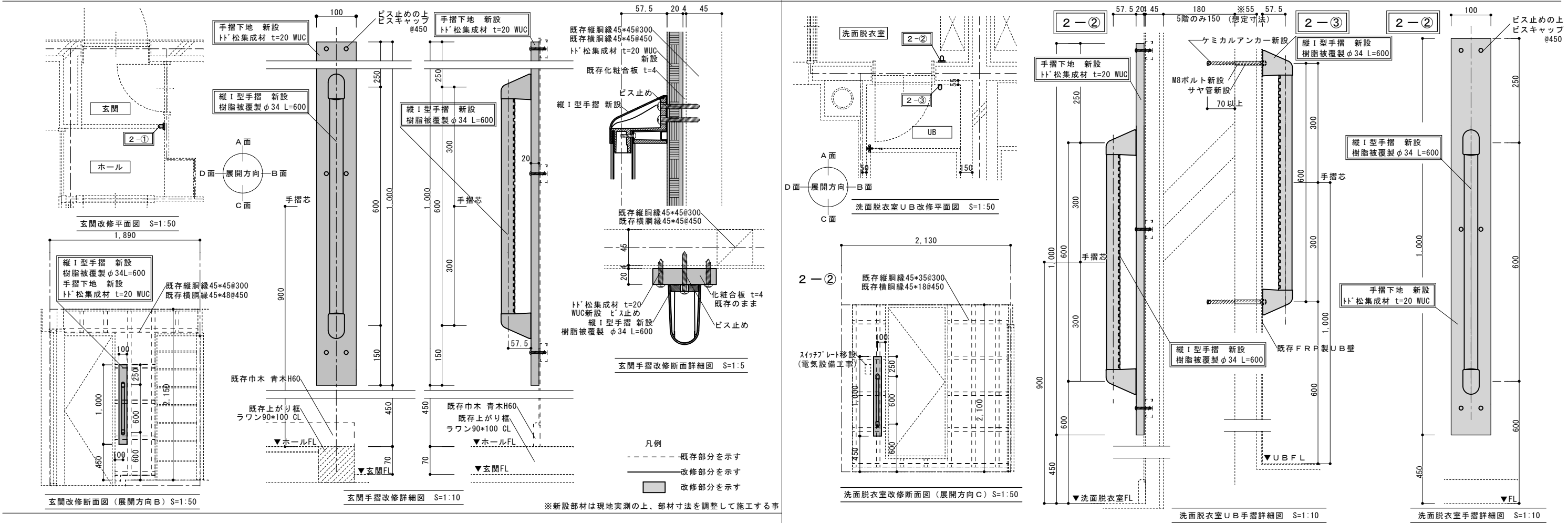


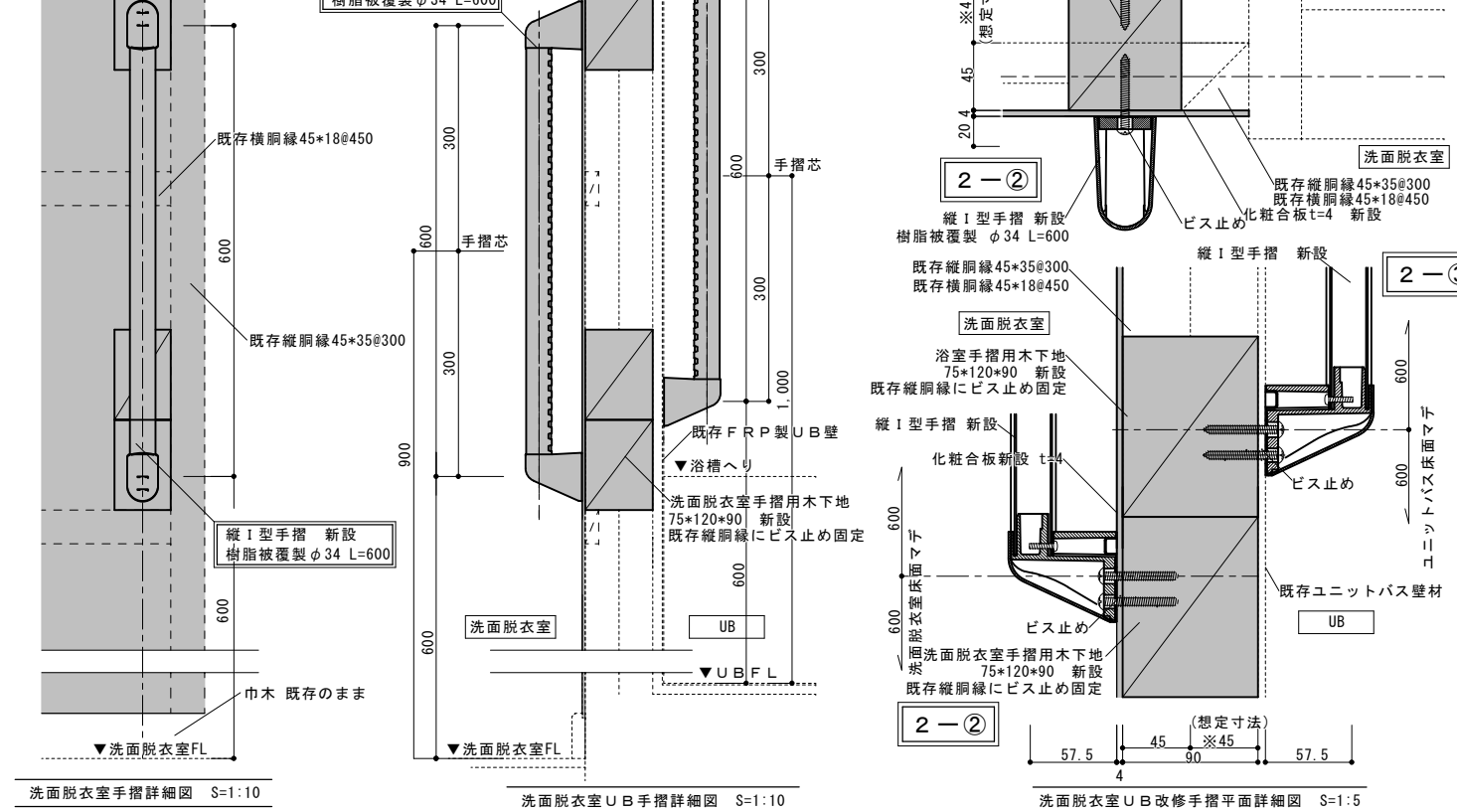
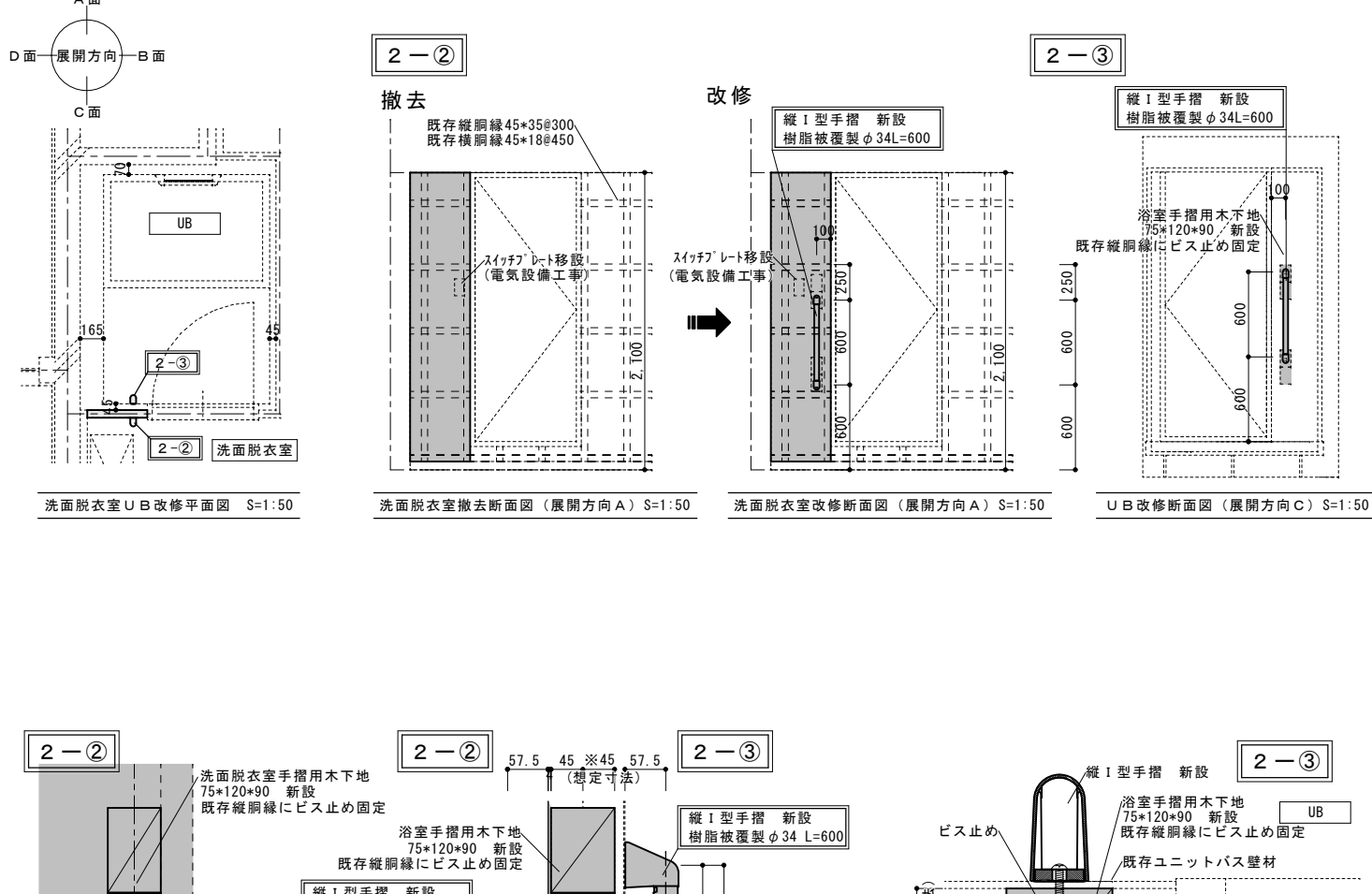
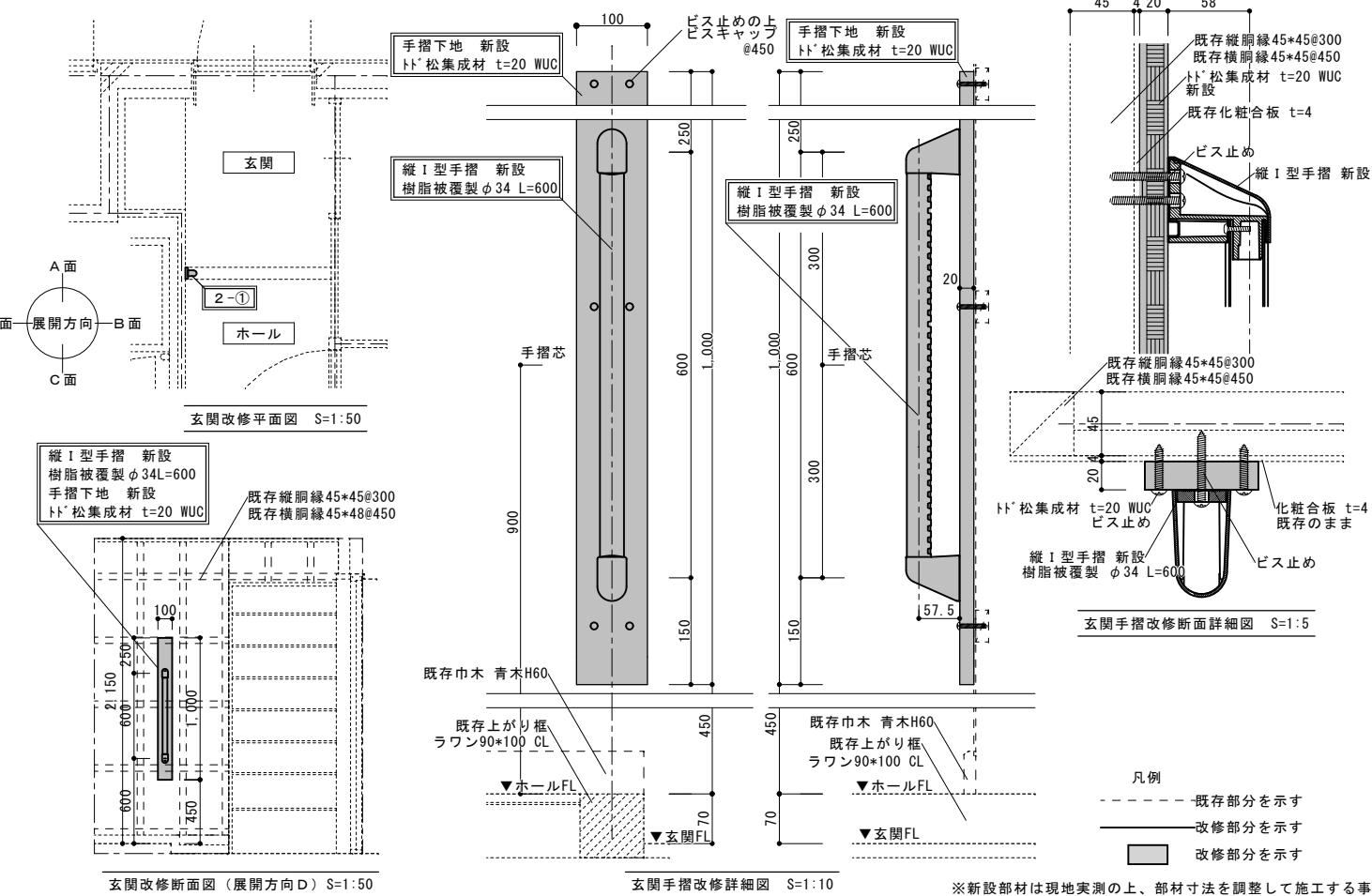
- 凡 例
- 番号-○ 改修番号を示す
 - 新設部分を示す
 - 新設を示す
 - 既存のままを示す

■ 3号棟（3LDK）住戸共通 改修方法 ■

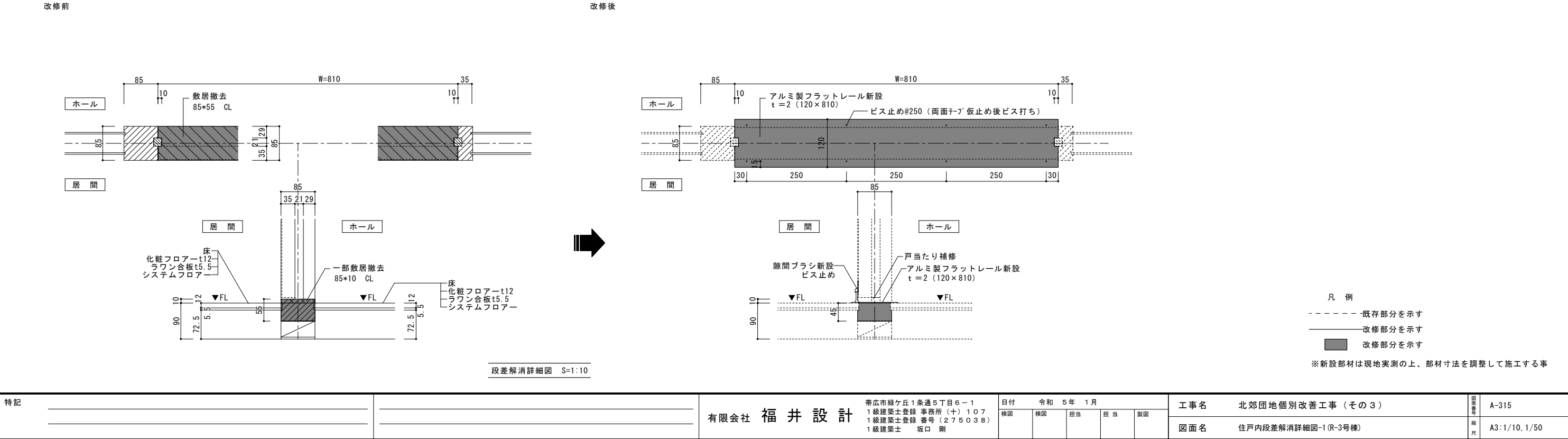
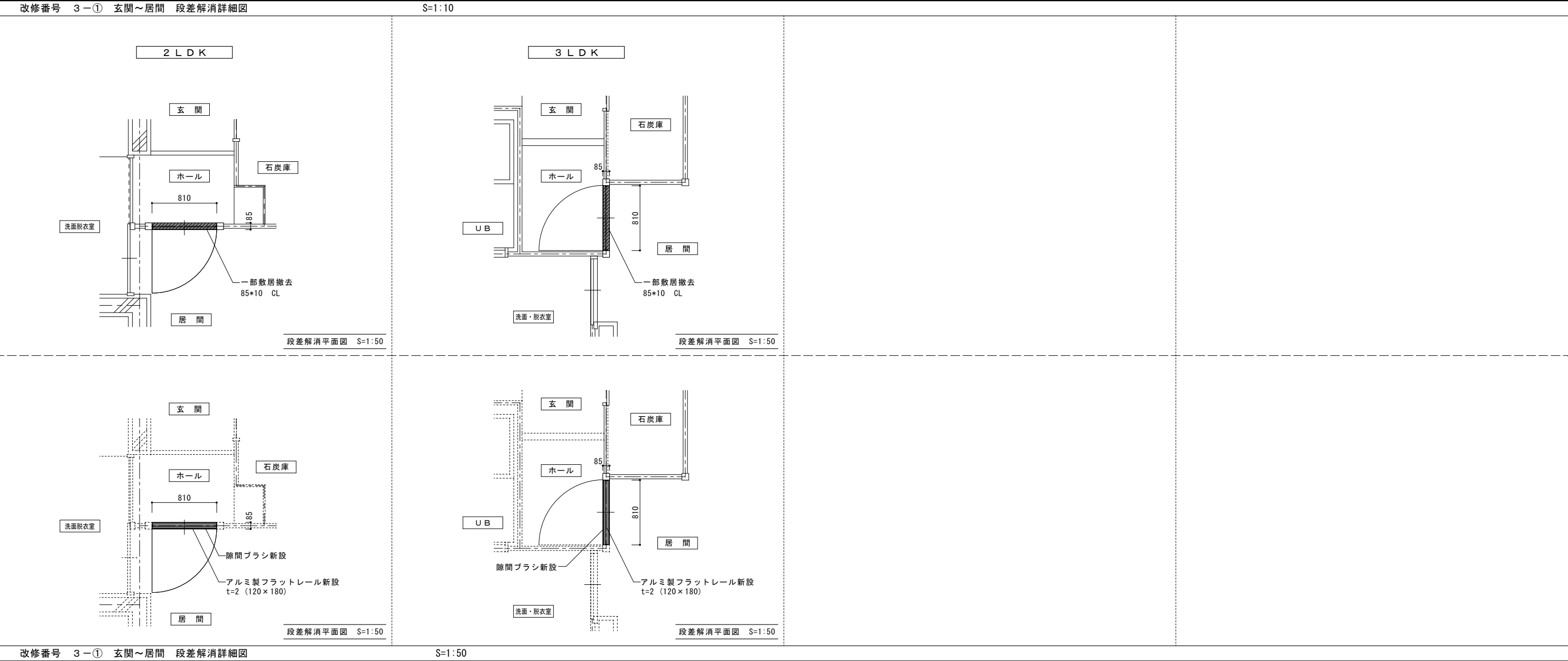
改修番号	改修項目	撤去内容	新設内容・仕様・規格・形状	詳細図面番号
2-①	玄関 手摺新設		手摺新設：縦1型 樹脂被覆製 φ34 L=600（芯材 ステンレス鋼管）、手摺下地新設：トド松集成材 t=20 100*1,000 WUC	A-314
2-②	洗面脱衣室（浴室出入り用） 手摺新設	居間壁仕上 一部撤去：化粧合板 t=4	手摺新設：縦1型 樹脂被覆製 φ34 L=600（芯材 ステンレス鋼管）、洗面脱衣室壁仕上 一部新設：化粧合板 t=4 手摺木下地新設：75*120*90	A-314
2-③	浴室（浴室出入り用） 手摺新設		手摺新設：縦1型 樹脂被覆製 φ34 L=600（芯材 ステンレス鋼管）、手摺木下地新設：75*120*90	A-314
3-①	玄関ホール～居間	木製建具枠 敷居部撤去	段差解消材新設：7mm製t=2.0 W=120*810 フラットレ-ルタイプ、既存建具隙間ブラシ新設	A-315
3-②	居間～洗面脱衣室		段差解消材新設：両側ステンレス製t=1.5 W=80*790,W=80*825 段差解消材下地7mm合板t=9一部新設	A-316
3-③	洗面脱衣室～便所	木製建具枠 敷居部撤去	段差解消材新設：7mm製t=2.0 W=120*550 フラットレ-ルタイプ	A-316
3-④	居間～和室（6帖）		段差解消材新設：居間側のみみず集製材 W=1,700,D=50,H=15 WUC	A-317
3-⑤	居間～和室（4.5帖）		段差解消材新設：居間側のみみず集製材 W=860,D=50,H=15 WUC	A-317
3-⑥	居間～洋室		段差解消材新設：両側ステンレス製t=1.5 W=80*825,W=80*825 段差解消材下地7mm合板t=9一部新設	A-317







※新設部材は現地実測の上、部材寸法を調整して施工する事



特記

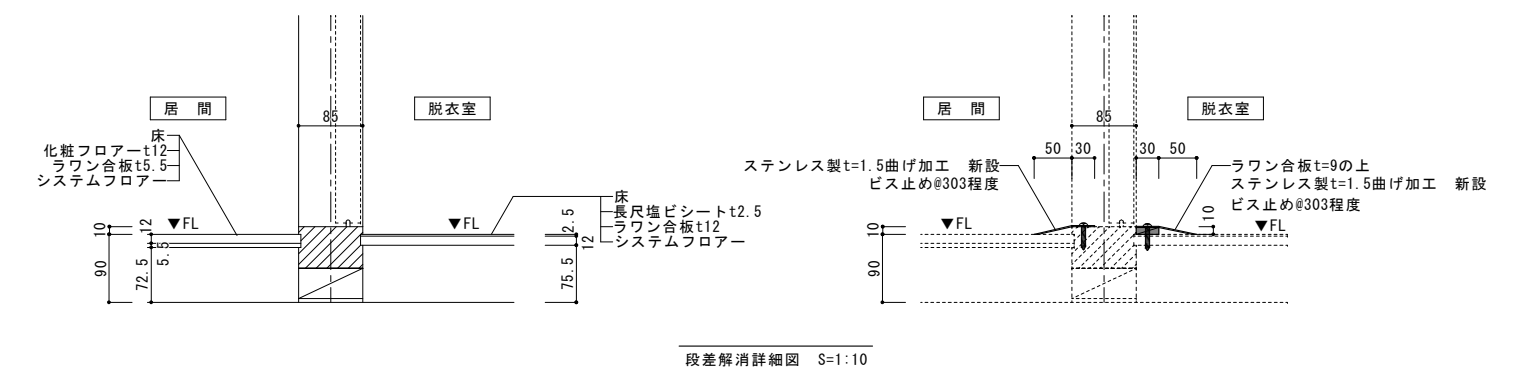
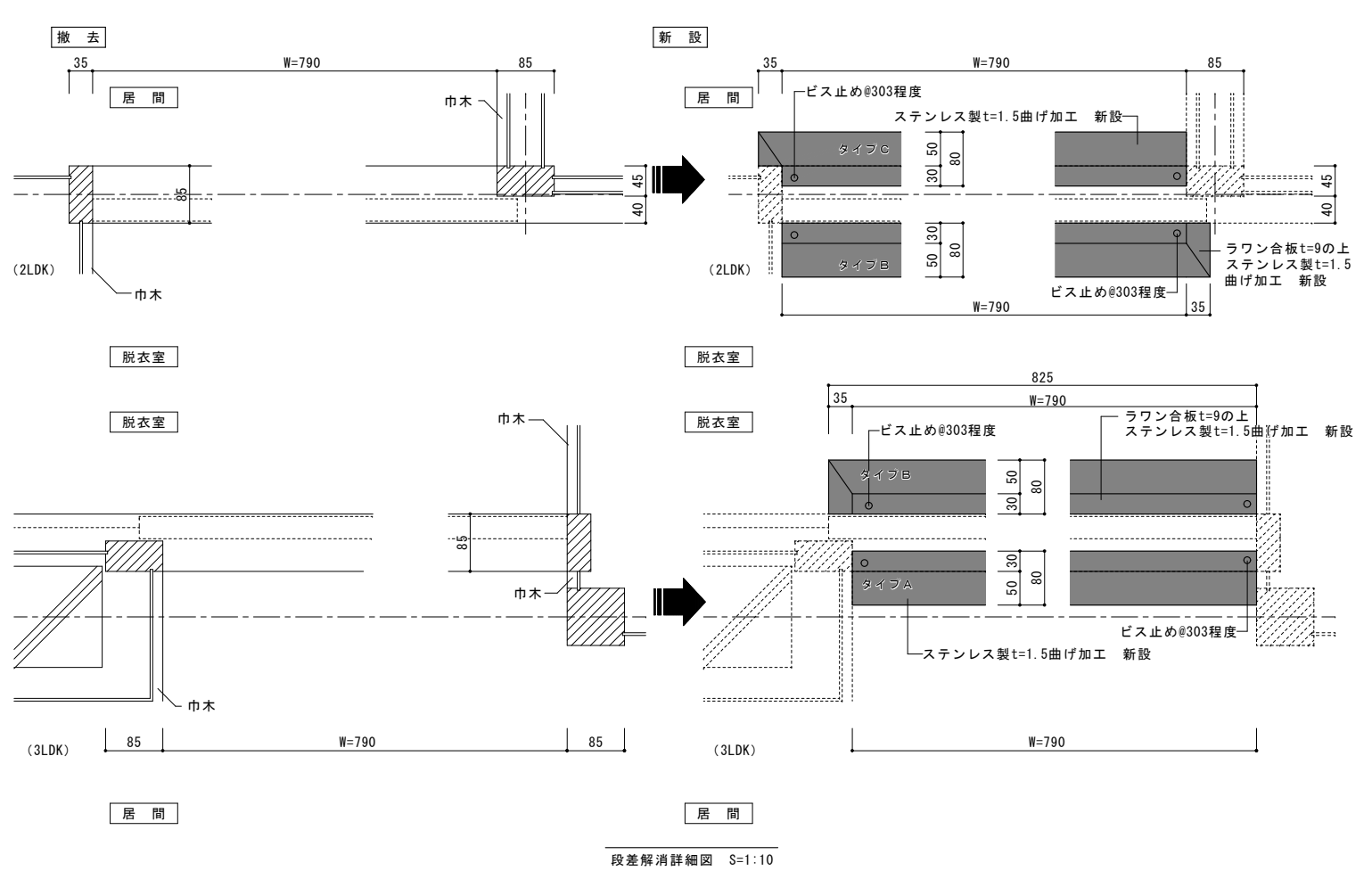
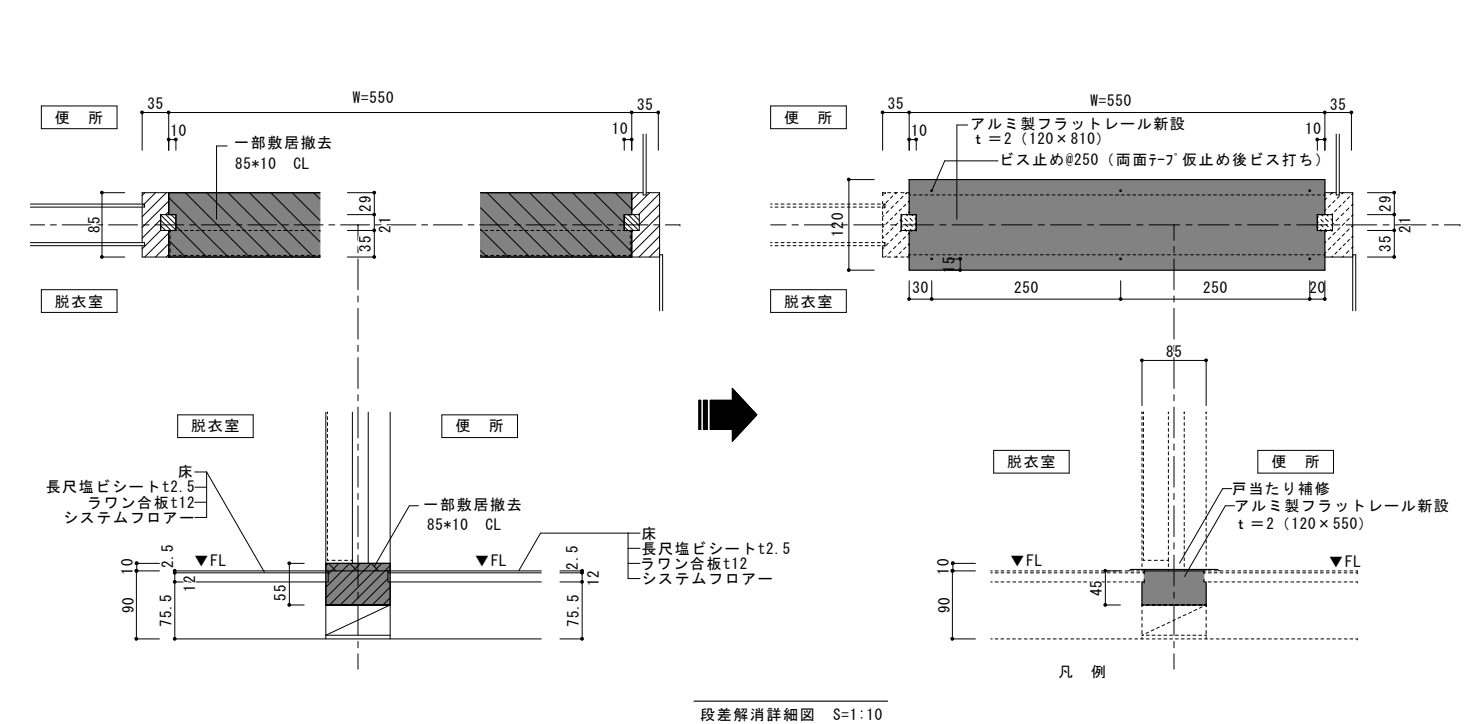
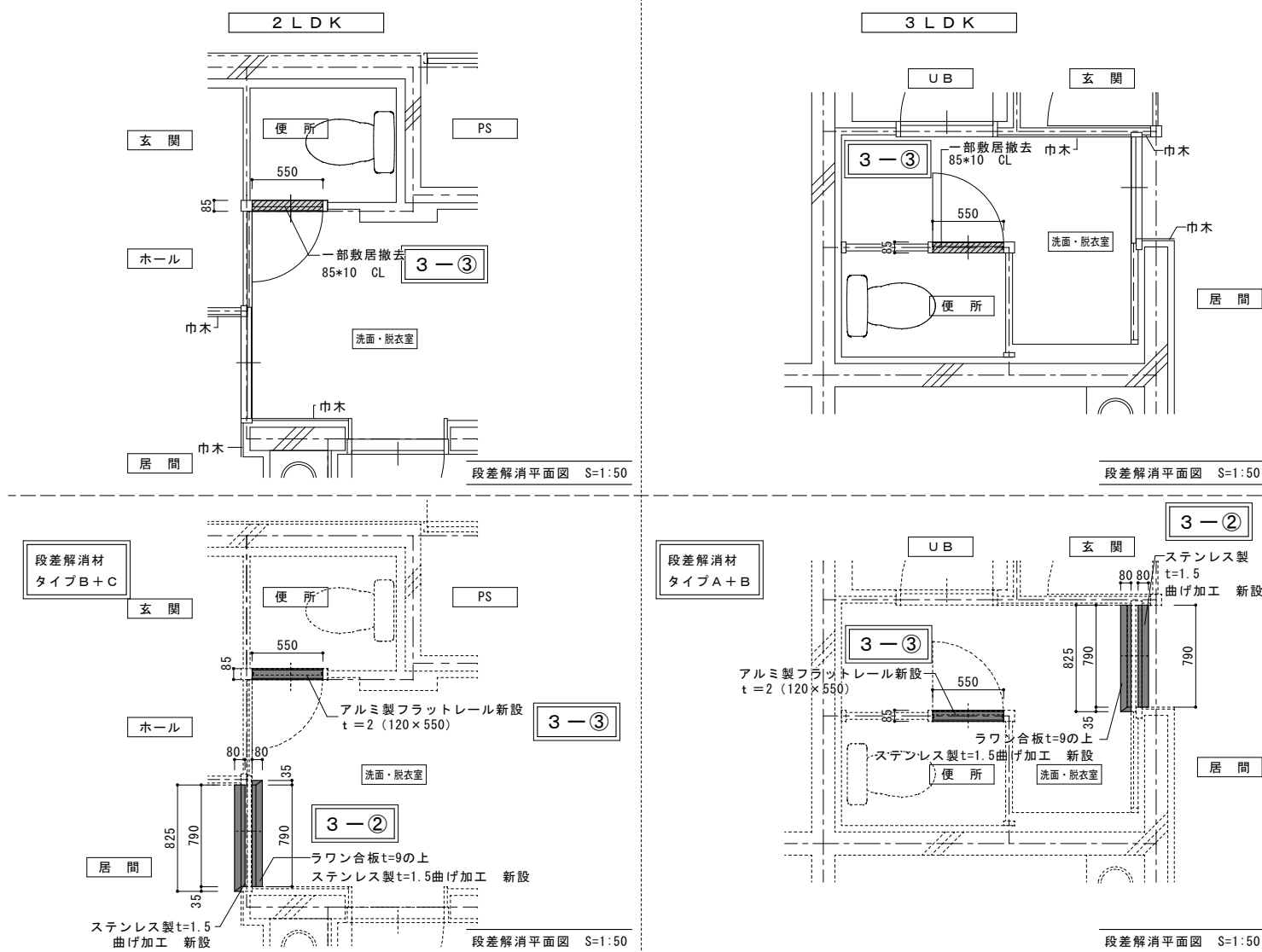
有限会社 福井設計

帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1
1級建築士登録 事務所 (十) 107
1級建築士登録 番号 (275038)
1級建築士 坂口 剛

日付 令和 5年 1月
検図 検図 担当 担当 製図

工事名 北郊団地個別改善工事 (その3)
図面名 住戸内段差解消詳細図-1 (R-3号棟)

図面番号 A-315
縮尺 A3:1/10, 1/50



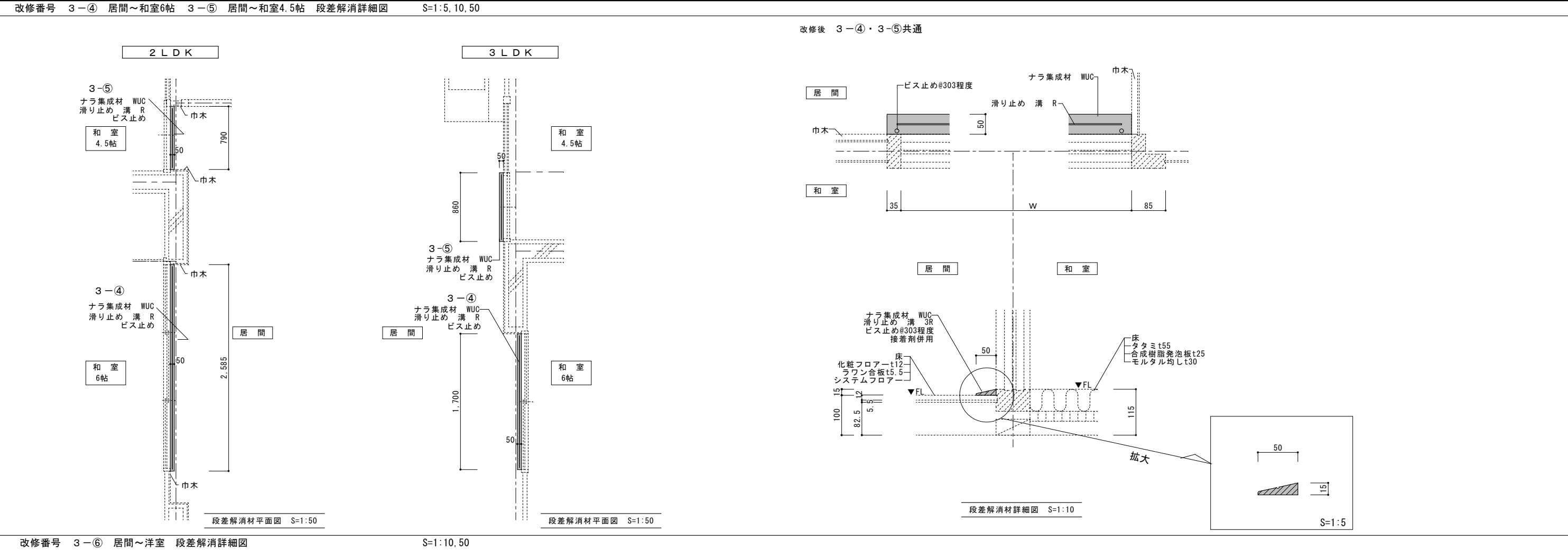
凡 例

----- 既存部分を示す

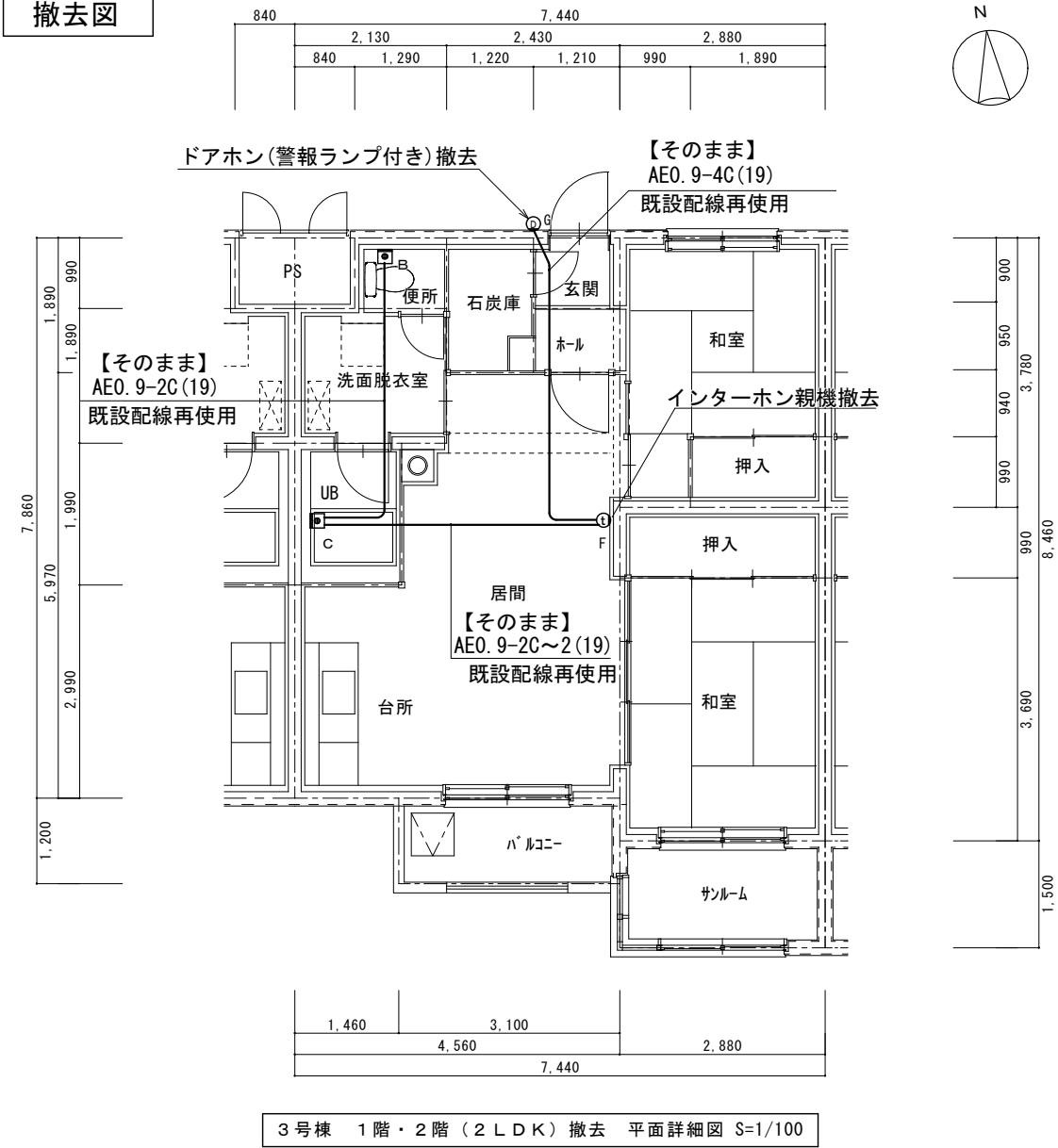
————— 改修部分を示す

■ 改修部分を示す

※新設部材は現地実測の上、部材寸法を調整して施工する事

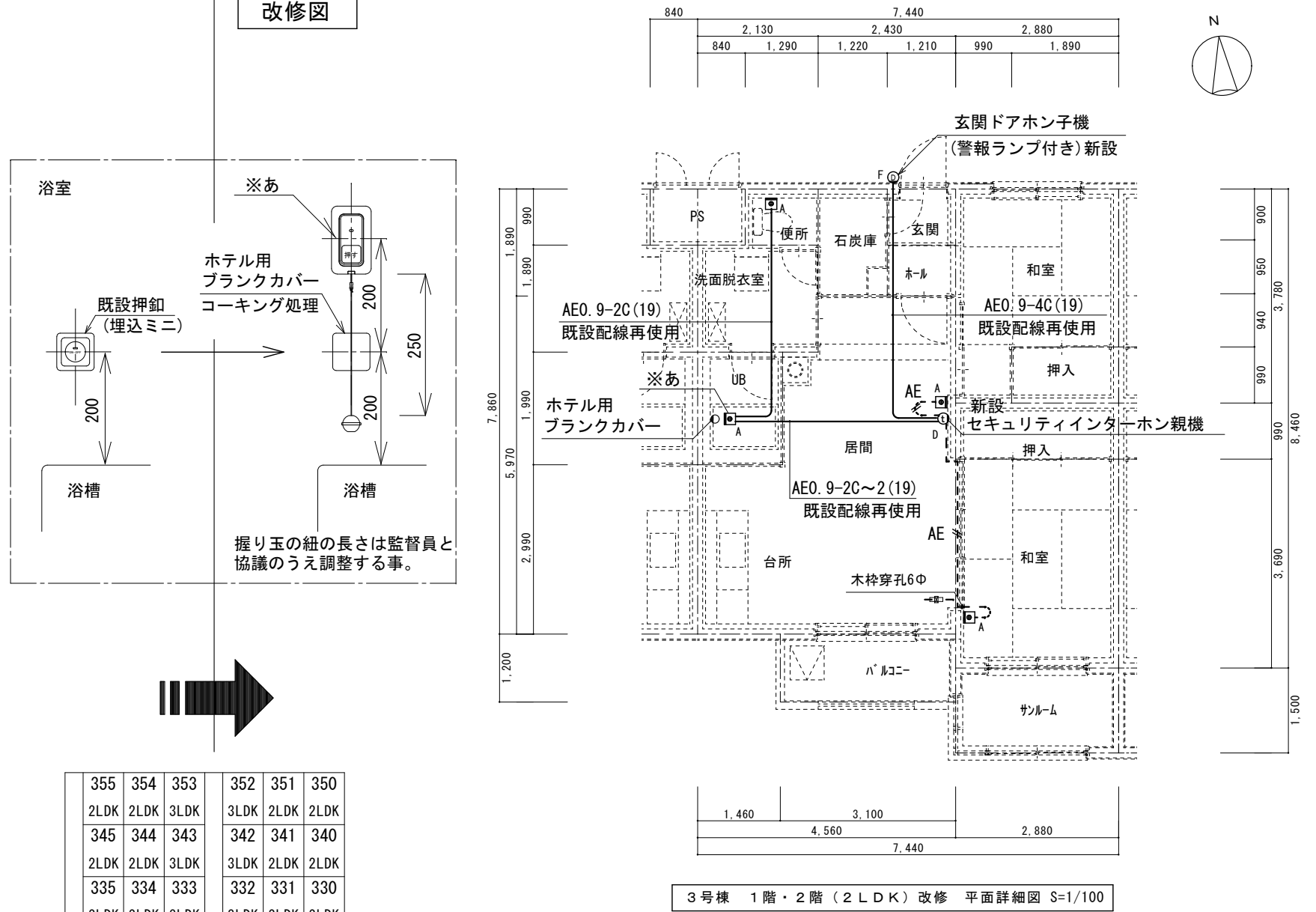


撤去図



3号棟 1階・2階(2LDK) 撤去 平面詳細図 S=1/100

改修図



3号棟 1階・2階(2LDK) 改修 平面詳細図 S=1/100

3号棟 立面配置図 (南面視図)

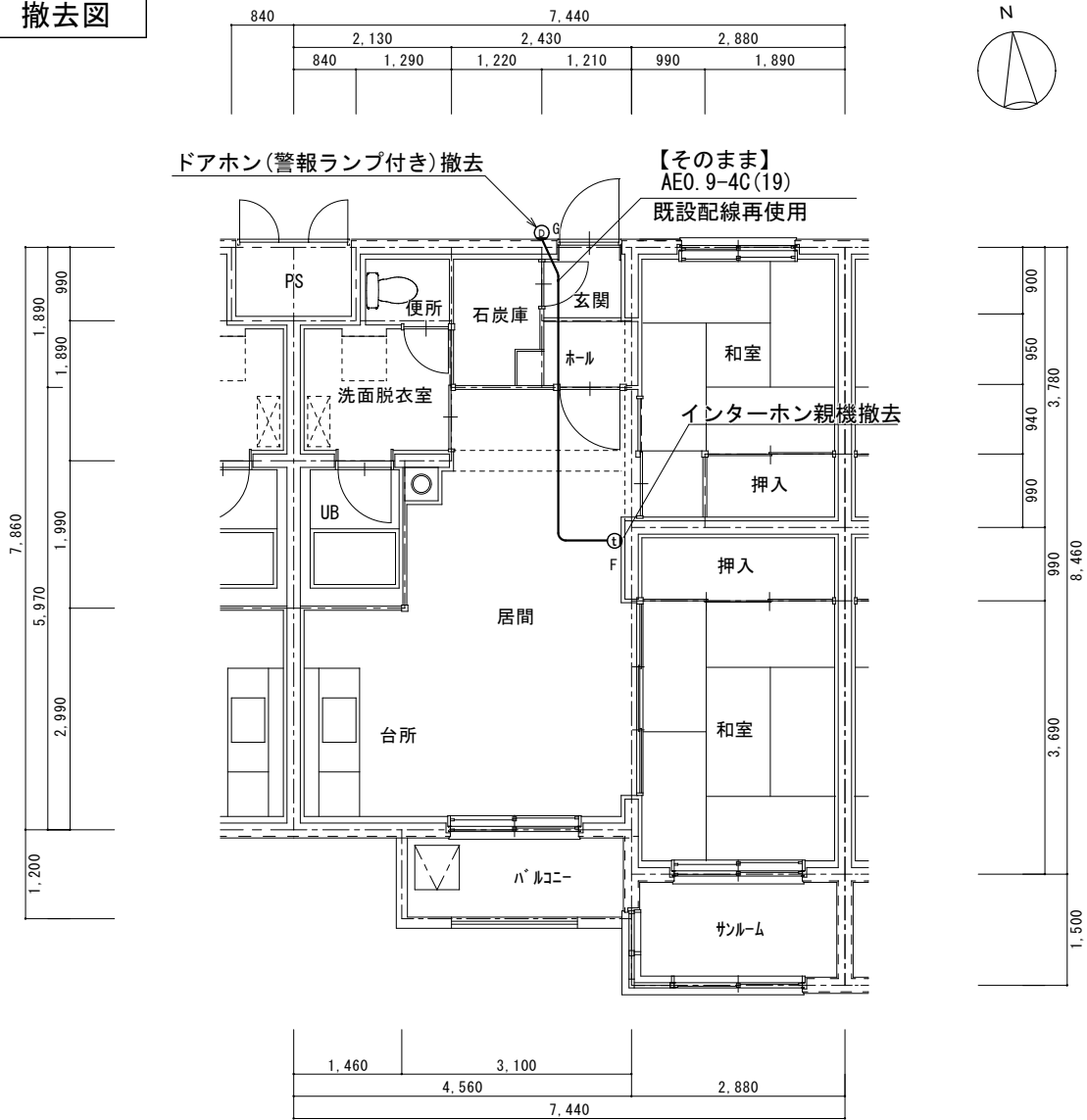
355	354	353	352	351	350
2LDK	2LDK	3LDK	3LDK	2LDK	2LDK
345	344	343	342	341	340
2LDK	2LDK	3LDK	3LDK	2LDK	2LDK
335	334	333	332	331	330
2LDK	2LDK	3LDK	3LDK	2LDK	2LDK
325	324	323	322	321	320
2LDK	2LDK	3LDK	3LDK	2LDK	2LDK
315	314	313	312	311	310
2LDK	2LDK	3LDK	3LDK	2LDK	2LDK

セキュリティインターホン親機	玄関ドアホン子機 (警報ランプ付き)	非常用押釦
配線は露出配線用ベースを使用して引き入れ	定格電圧 DC6V (ドアホン子機)	定 格 ON保持・微小電流形 (30mA 12V)
定格電圧 AC100V 50/60Hz	電 源 DC12V (位置表示灯、警報表示灯)	形 状 防沫形プレート・リード線付
消費電力 16W (警報時最大) 4W (待機時)	通話方式 音声自動切替方式	パイロットランプ付
通話方式 ハンズフリー通話・お引取り機能付 (スムーズピーク音声切替方式)	警 報 警報ランプ点滅及び警報音鳴動	ブルスイッチ付
形 状 露出型 露出配線用ベース	形 状 露出型	ブルスイッチの引き紐の長さは協議のこと
参考型式 SHGT63405W 同等品以上	参考型式 EJ515A 同等品以上	参考型式 WS66772 同等品以上

凡 例 表			
記 号	名 称	備 考	
① _D	セキュリティインターホン親機	ハンズフリー 非常押釦付 電源直結式 新設	
① _E	インターホン親機	電話型 非常押釦付 電源直結式 撤去	
① _F	玄関ドアホン子機	露出型 警報表示付 新設	
① _G	ドアホン(警報ランプ付き)	露出型 警報表示付 撤去	
■ _A	非常用押釦	防沫型 埋込ブルスイッチ付 新設	
■ _B	"	埋込型 樹脂プレート付 既設品 撤去	
■ _C	"	防沫型 既設品 撤去	
○	露出スイッチボックス	1個用(浅型)	
□	小型露出ボックス	ホテル用 ブランクカバー付	
—○—	木部中空壁穿孔	8Φ Fモールドカバー	
—■—	木枠穿孔	6Φ Fモールドカバー	

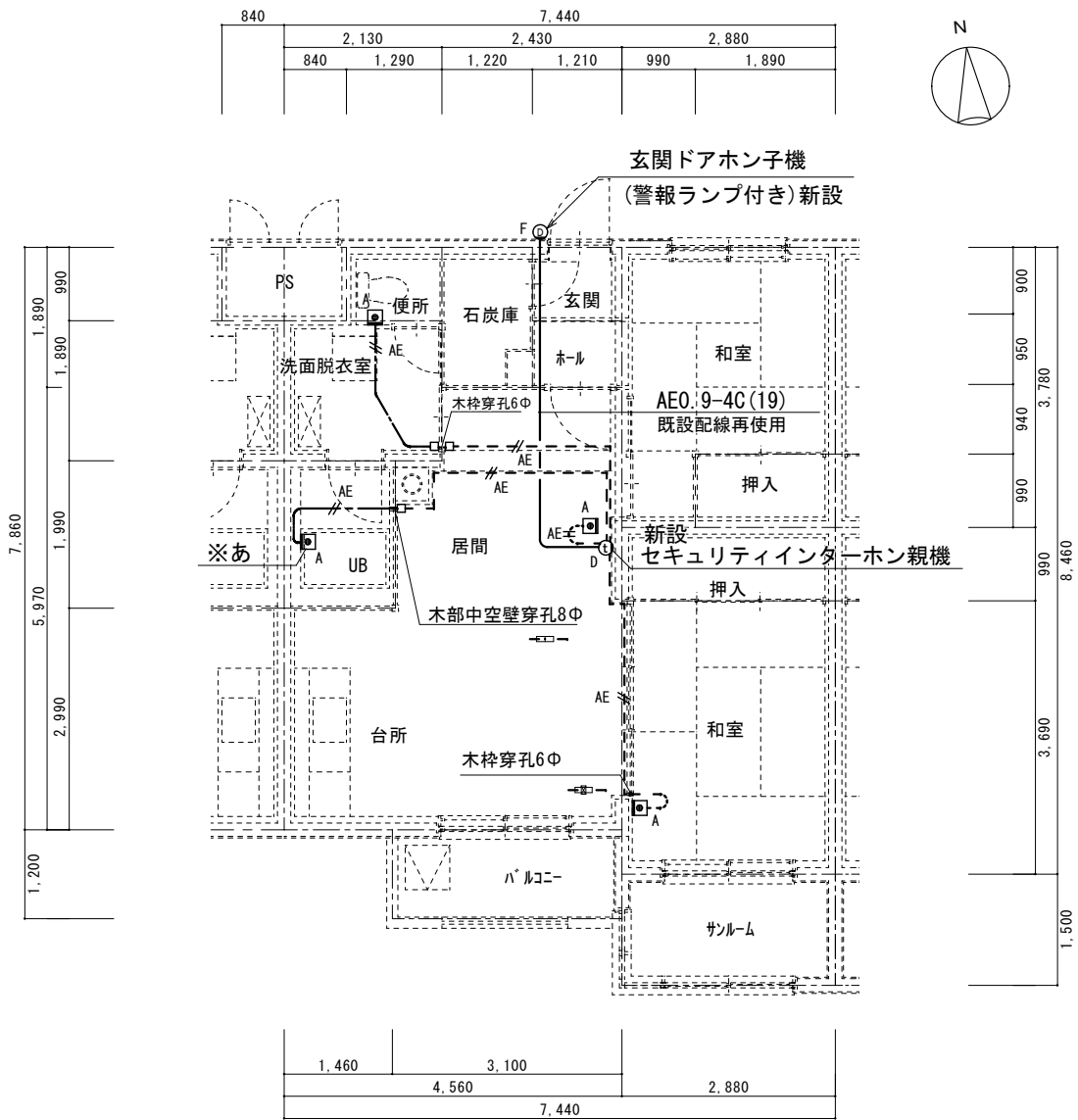
(特記事項)	
1. 図中の撤去品は、建築工事にて産業廃棄物処理とする。	
2. 居間、和室の新設押釦は、合成樹脂線び1個用浅型スイッチボックスを使用して取付とする。 取付高さはH=600とする。	
3. 既設更新の押釦は、同じ位置に取付とする。居間と便所は、モール用スイッチ枠を使用して新設配線を引き入れとする。押釦は、既設ボックスに取付とする。 浴室押釦は高さを200あげ紐がバスタブに当たらないようにする。 既設ボックスは防水プレートを取付とする。	
4. 露出配線は、合成樹脂線び (Fモールド1号) 保護とする。	
5. 不要となる配線は、端末処理の上ボックス内に収めること。	
6. 図中の特記なき配線は下記とする。	
———	AEO. 9-2C(管内) 既設配線再使用
———	AEO. 9-4C(管内) 既設配線再使用
- - -	AEO. 9-2C (Fモールド1号) 新設配線
7. 施工にあたっては管理者と十分な協議を行い、住人とトラブルの無いよう留意のこと。 各住棟・住戸への施工連絡は、受注者側にて行うものとする。	
8. 浴室の※あを押釦はユニットバス天井点検口によりインペイ配線とする。 壁フトコロを立ち下げてボックスに引き入れて、新設押釦に接続取付とする。	

撤去図



3号棟 3階・4階・5階（2LDK）撤去 平面詳細図 S=1/100

改修図



3号棟 3階・4階・5階（2LDK）改修 平面詳細図 S=1/100

355	354	353	352	351	350
2LDK	2LDK	3LDK	3LDK	2LDK	2LDK
345	344	343	342	341	340
2LDK	2LDK	3LDK	3LDK	2LDK	2LDK
335	334	333	332	331	330
2LDK	2LDK	3LDK	3LDK	2LDK	2LDK
325	324	323	322	321	320
2LDK	2LDK	3LDK	3LDK	2LDK	2LDK
315	314	313	312	311	310
2LDK	2LDK	3LDK	3LDK	2LDK	2LDK

3号棟 立面配置図 (南面视图)

凡 例 表		
記 号	名 称	備 考
㊦ _D	セキュリティインターホン親機	ハンズフリー 非常押釦付 電源直結式 新設
㊦ _E	インターホン親機	電話型 非常押釦付 電源直結式 撤去
㊦ _F	玄関ドアホン子機	露出型 警報表示付 新設
㊦ _G	ドアホン(警報ランプ付き)	露出型 警報表示付 撤去
㊦ _A	非常用押釦	防沫型 埋込プルスイッチ付 新設
㊦ _B	〃	埋込型 樹脂プレート付 既設品 撤去
㊦ _C	〃	防沫型 既設品 撤去
㊦ _Q	露出スイッチボックス	1個用(浅型)
□	小型露出ボックス	ホテル用 プランクカバー付
㊦ _□	木部中空壁穿孔	8Φ Fモールドカバー
㊦ _㊦	木枠穿孔	6Φ Fモールドカバー

(特記事項)		
1.	図中の撤去品は、建築工事にて産業廃棄物処理とする。	
2.	居間、和室の新設押鉤は、合成樹脂線び1個用浅型スイッチボックスを使用して取付とする。 取付高さはH=600とする。	
3.	既設更新の押鉤は、同じ位置に取付とする。居間と便所は、モール用スイッチ枠を使用し新設配線を引き入れとする。押鉤は、既設ボックスに取付とする。 浴室押鉤は高さを200あげ紐がバスタブに当たらないようにする。 既設ボックスは防水プレートを取付とする。	
4.	露出配線は、合成樹脂線び(Fモール1号)保護とする。	
5.	不要となる配線は、端末処理の上ボックス内に収めること。	
6.	図中の特記なき配線は下記とする。	
	AEO. 9-2C(管内)	既設配線再使用
	AEO. 9-4C(管内)	既設配線再使用
	AEO. 9-2C(Fモール1号)新設配線	
7.	施工にあたっては管理者と充分な協議を行い、住人とトラブルの無いよう留意のこと。 各住棟・住戸への施工連絡は、受注者側にて行うものとする。	
8.	浴室の※あの押鉤はユニットバス天井点検口によりインベイ配線とする。 壁フトコロを立ち下げてボックスに引き入れて、新設押鉤に接続取付とする。	

特記

有限会社 福井設計

帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1
1級建築士登録 事務所 (十) 107
1級建築士登録 番号 (275038)
1級建築士 坂口 剛

日付 令和 5 年 1 月

検図	検図	担当
----	----	----

[illegible]

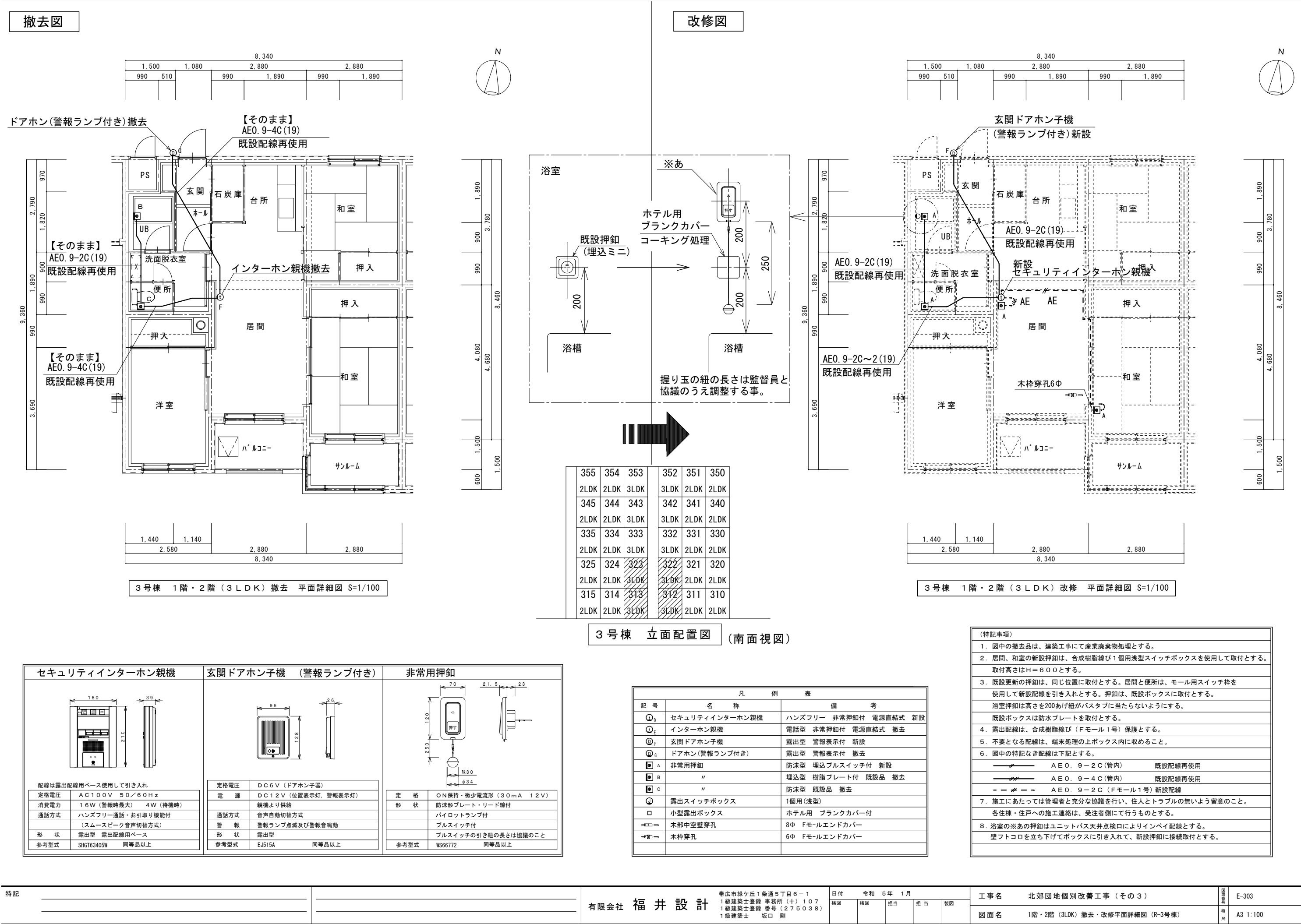
工事名 北郊団地個別改善工事（その３）

図面名 3階・4階・5階(2LDK)撤去・改修平面詳細図(R-3号棟)

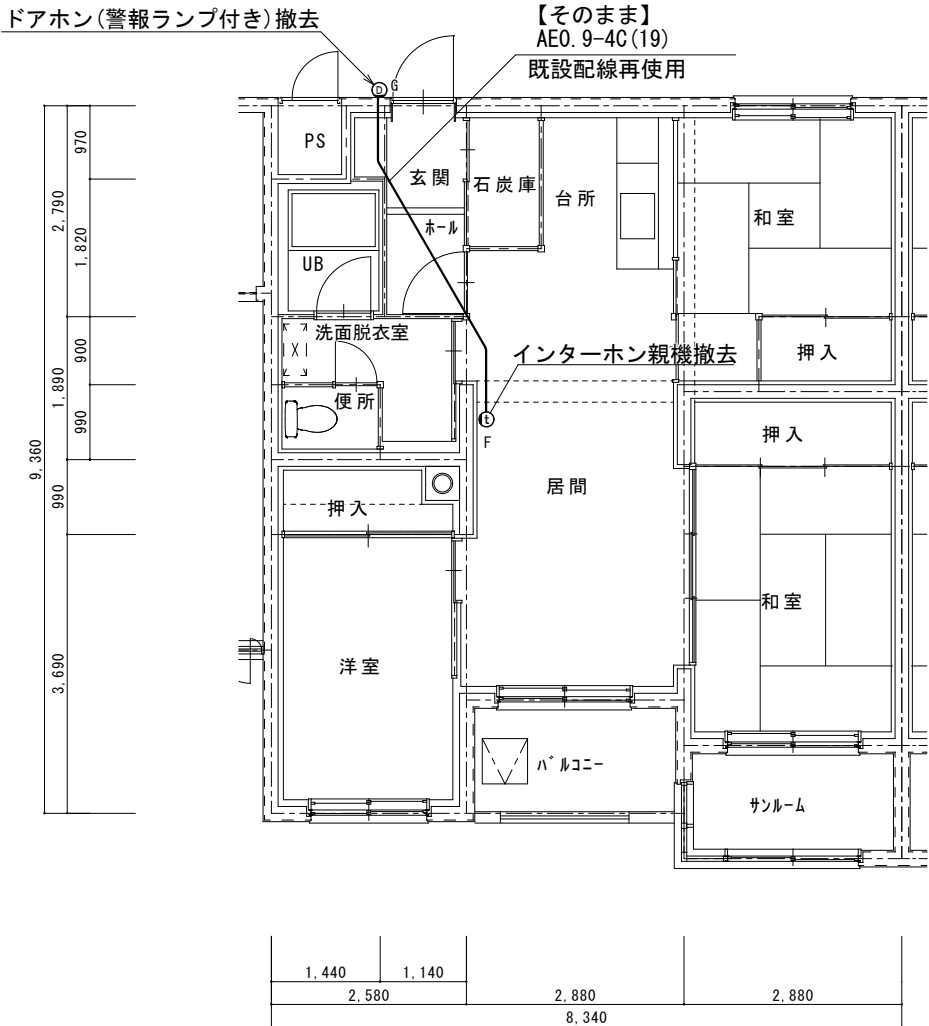
F-302

L 502

A3 1:100

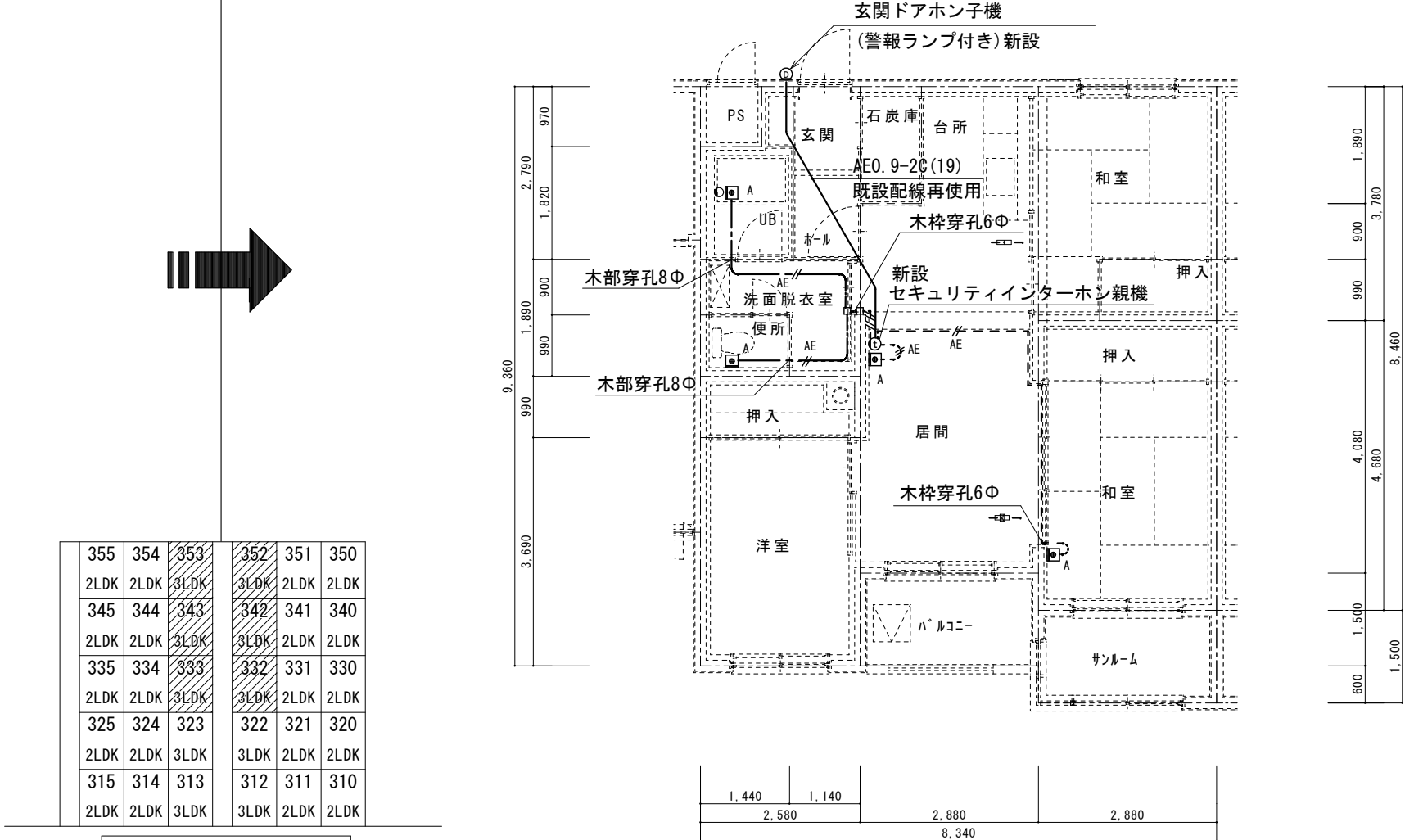


撤去図



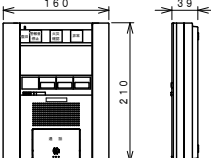
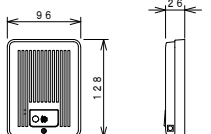
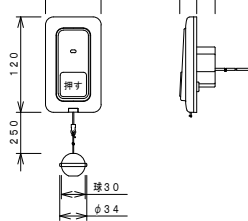
3号棟 3階・4階・5階(3LDK)撤去 平面詳細図 S=1/100

改修図



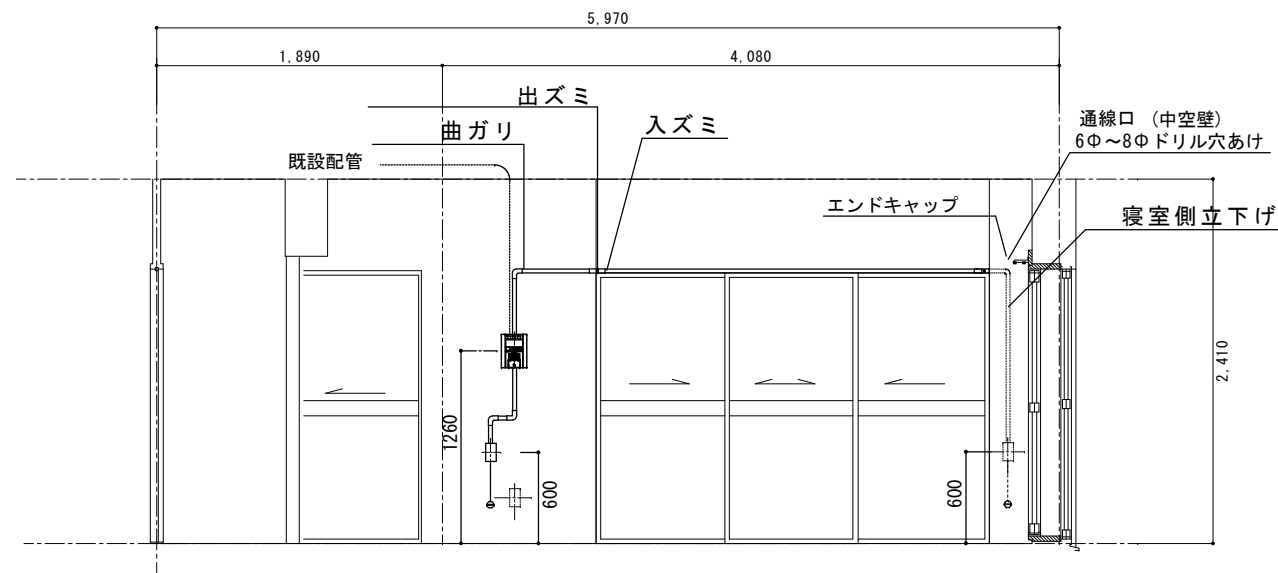
3号棟 立面配置図 (南面視図)

3号棟 3階・4階・5階（3LDK）改修 平面詳細図 S=1/100

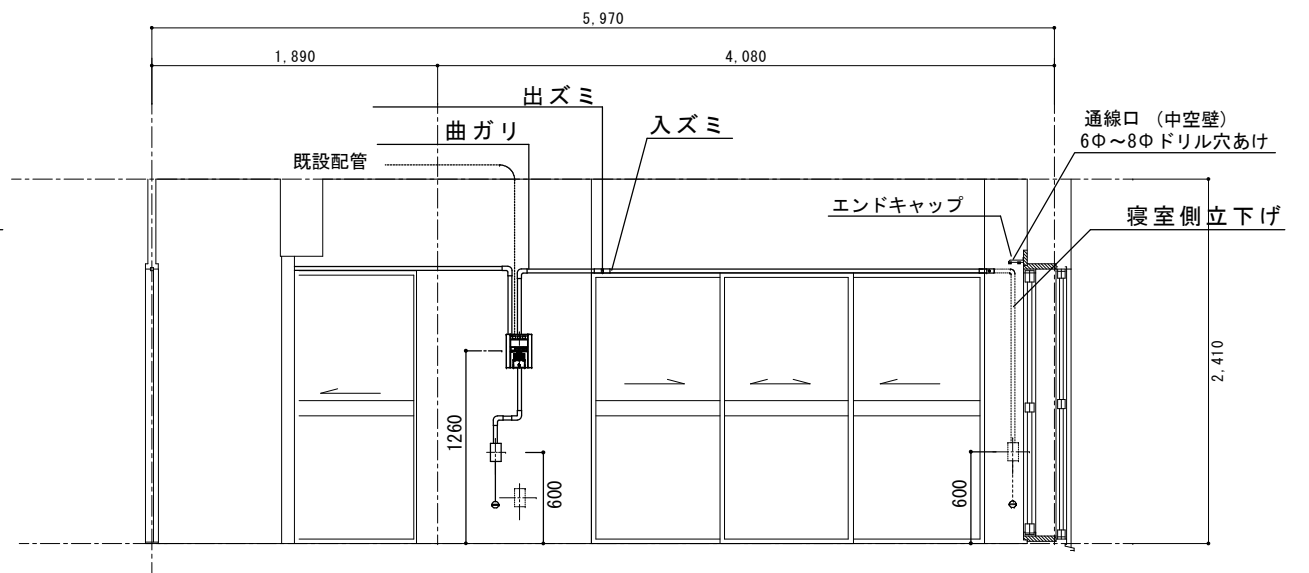
セキュリティインターホン親機	玄関ドアホン子機（警報ランプ付き）	非常用押印
 規格電圧 AC100V 50/60Hz 消費電力 16W（警報時最大） 4W（待機時） 通話方式 ハンズフリー通話・お引取り機能付 （スムーズピーク音声切替方式） 形 状 露出型 露出配線用ベース 参考型式 SHGT63405W 同等品以上	 規格電圧 DC6V（ドアホン子機） 電 源 DC12V（位置表示灯、警報表示灯） 親機より供給 通話方式 音声自動切替方式 警 報 警報ランプ点滅及び警報音鳴動 形 状 露出型 参考型式 EJ515A 同等品以上	 定 格 ON保持・微少電流形（30mA 12V） 形 状 防沫形プレート・リード線付 パイロットランプ付 ブルスイッチ付 ブルスイッチの引き紐の長さは協議のこと 参考型式 WS66772 同等品以上

凡 例 表		
記 号	名 称	備 考
㊦ _D	セキュリティインターホン親機	ハンズフリー 非常押釦付 電源直結式 新設
㊦ _E	インターホン親機	電話型 非常押釦付 電源直結式 撤去
㊦ _F	玄関ドアホン子機	露出型 警報表示付 新設
㊦ _G	ドアホン(警報ランプ付き)	露出型 警報表示付 撤去
㊦ _A	非常用押釦	防沫型 埋込ブルスイッチ付 新設
㊦ _B	〃	埋込型 樹脂プレート付 既設品 撤去
㊦ _C	〃	防沫型 既設品 撤去
㊦	露出スイッチボックス	1個用(浅型)
□	小型露出ボックス	ホテル用 プラंकカバー付
㊦ _□	木部中空壁穿孔	8Φ Fモルエンドカバー
㊦ _□	木枠穿孔	6Φ Fモルエンドカバー

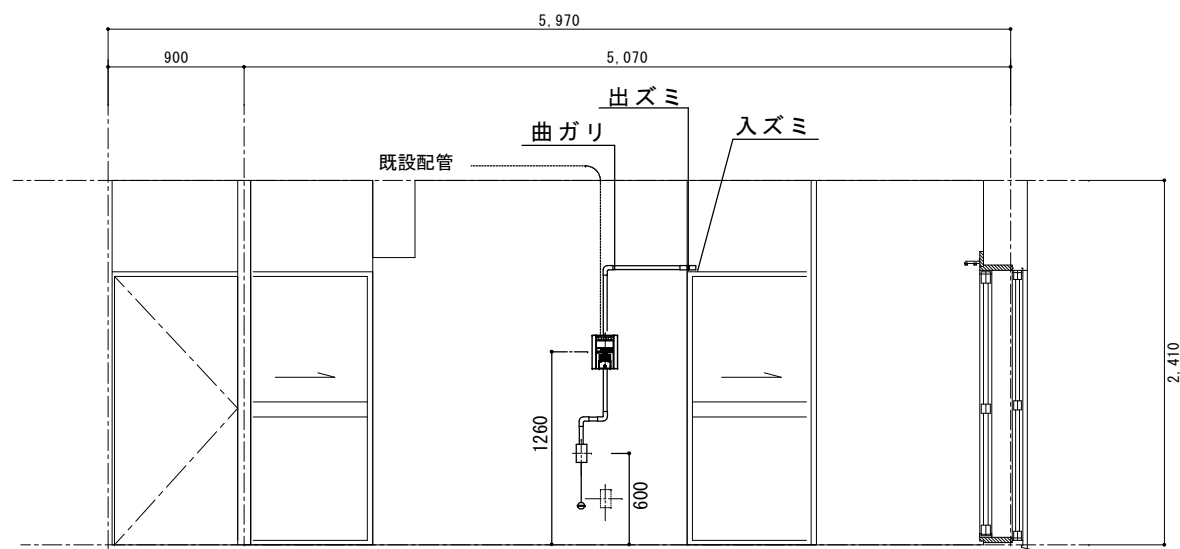
(特記事項)	
1.	図中の撤去品は、建築工事にて産業廃棄物処理とする。
2.	居間、和室の新設押印は、合成樹脂線び1個用浅型スイッチボックスを使用して取付とする。 取付高さはH=600とする。
3.	既設更新の押印は、同じ位置に取付とする。居間と便所は、モール用スイッチ枠を使用して新設配線を引き入れとする。押印は、既設ボックスに取付とする。 浴室押印は高さを200あげ紐がバスタブに当たらないようにする。 既設ボックスは防水プレートを取付とする。
4.	露出配線は、合成樹脂線び(Fモール1号)保護とする。
5.	不要となる配線は、端末処理の上ボックス内に収めること。
6.	図中の特記なき配線は下記とする。  A E O. 9-2 C (管内) 既設配線再使用  A E O. 9-4 C (管内) 既設配線再使用  A E O. 9-2 C (Fモール1号) 新設配線
7.	施工にあたっては管理者と充分な協議を行い、住人とトラブルの無いよう留意のこと。 各住棟・住戸への施工連絡は、受注者側にて行うものとする。
8.	浴室の※あの押印はユニットバス天井点検口によりインペイ配線とする。 壁フタコを立ち上げてボックスに引き入れて、新設押印に接続取付とする。



3号棟 1階2階 2LDK+居間

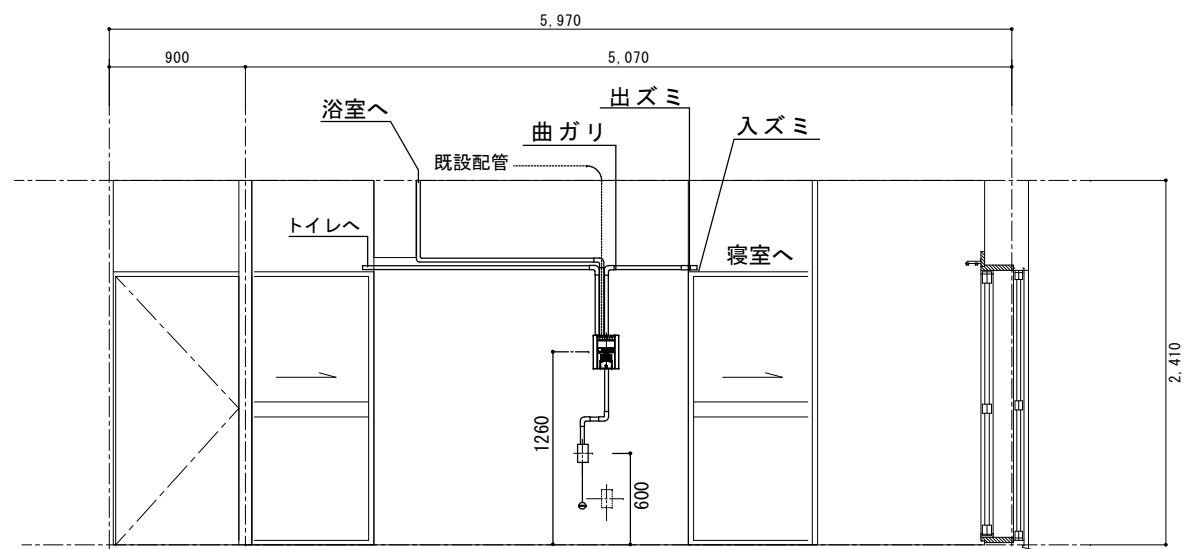


3号棟 3階~5階 2LDK+居間



3号棟
3LDK+居間

3号棟 1階2階 3LDK+居間



3号棟
3LDK+居間

3号棟 3階~5階 3LDK+居間

特記			帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1 1級建築士登録事務所(十)107 1級建築士登録番号(275038) 1級建築士 坂口剛	日付 令和 5 年 1 月					工事名 北郊団地個別改善工事(その3)	図面番号 E-305
				検図	検図	担当	担当	製図		
				有限会社 福井設計	図面名 電気配線展開図(2LDK、3LDK)(R-3号棟)					縮尺 A3 1:50

帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1
1級建築士登録事務所 (〒107)
1級建築士登録番号 (275038)
1級建築士 坂口 剛